

衆議院 第二百一回国会 国土交通委員会 會議録 第十七号

令和二年六月三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 土井 亨君

理事 小里 泰弘君 理事 金子 恭之君

理事 工藤 彰三君 理事 根本 幸典君

理事 三ツ矢憲生君 理事 小宮山泰子君

理事 福田 昭夫君 理事 岡本 三成君

理事 秋本 真利君 理事 小田原 潔君

理事 大塚 高司君 理事 大西 英男君

理事 鬼木 誠君 理事 門 博文君

理事 神谷 昇君 理事 小林 茂樹君

理事 佐々木 紀君 理事 田所 嘉徳君

理事 田中 英之君 理事 谷川 とむ君

理事 土屋 品子君 理事 中村 裕之君

理事 長坂 康正君 理事 鳩山 二郎君

理事 深澤 陽一君 理事 堀井 学君

理事 三谷 英弘君 理事 宮内 秀樹君

理事 築 和生君 理事 山本 拓君

理事 荒井 聰君 理事 伊藤 俊輔君

理事 西岡 秀子君 理事 広田 一君

理事 古川 元久君 理事 馬淵 澄夫君

理事 道下 大樹君 理事 矢上 雅義君

理事 谷田川 元君 理事 伊藤 涉君

理事 北側 一雄君 理事 高橋千鶴子君

理事 井上 英孝君

国土交通大臣 赤羽 一嘉君

国土交通副大臣 青木 一彦君

国土交通副大臣 御法川信英君

国土交通大臣政務官 門 博文君

国土交通大臣政務官 佐々木 紀君

政府参考人 (内閣府地方創生推進室次長 長谷川周夫君)

政府参考人 (外務省大臣官房審議官 長岡 寛介君)

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官 島田 勘資君)

政府参考人 (中小企業庁次長 鎌田 篤君)

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長 渡邊 政嘉君)

政府参考人 (国土交通省大臣官房公共 瓦林 康人君)

交通・物流政策審議官 蒲生 篤実君)

政府参考人 (国土交通省総合政策局長 水嶋 智君)

政府参考人 (国土交通省鉄道局長 大坪新一郎君)

政府参考人 (国土交通省海事局長 高田 昌行君)

政府参考人 (国土交通省港湾局長 和田 浩一君)

政府参考人 (国土交通省航空局長 水嶋 徹治君)

政府参考人 (国土交通省北海道局長 田端 浩君)

政府参考人 (観光庁長官 宮岡 宏信君)

国土交通委員会専門員

六月二日

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律

及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

(参議院送付)

同日

自家用有償旅客運送の拡大ではなく地域公共交通

の充実を求めることに関する請願(高橋千鶴

子君紹介)(第六四〇号)

ライドシェア(白タク)の合法化に反対すること

に関する請願(近藤昭一君紹介)(第八一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律

及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

(参議院送付)

国土交通行政の基本施策に関する件

○土井委員長 これより会議を開きます。

国土交通行政の基本施策に関する件について調

査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として国土

交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官瓦林康

人君、総合政策局長蒲生篤実君、鉄道局長水嶋智

君、海事局長大坪新一郎君、港湾局長高田昌行

君、航空局長和田浩一君、北海道局長水嶋徹治

君、観光庁長官田端浩君、内閣府地方創生推進室

次長長谷川周夫君、外務省大臣官房審議官長岡寛

介君、経済産業省大臣官房審議官島田勘資君、中

小企業庁次長鎌田篤君及び経営支援部長渡邊政嘉

君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じま

すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○土井委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○土井委員長 質疑の申出がありますので、順次

これを許します。西岡秀子さん。

○西岡委員 おはようございます。会派立国社、

国民民主党、西岡秀子でございます。

本日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

ございます。早速質問に入らせていただきます。

まず、ゴー・トゥー・キャンベーン事業につい

て質問をいたします。

お許しをいただいて、一問目と二問目をまとめ

て質問をさせていただきます。

ゴー・トゥー・キャンベーン事業開始までの準

備として、全体事務局の公募、自治体、観光業者

など事業者への説明会、また地域クーポン加盟店

の登録、そして国民の皆様への周知などが行われ

ますけれども、今まさに全体事務局の公募につい

て募集が開始されたところでございますけれども、

募集の状況は別として、実務上、事業開始可

能な時期について、その見込みがいつになるのか

ということについて御説明をお願いいたします。

○田端政府参考人 ゴー・トゥー・トラベルの事

業の関係は、先月の二十六日に事務局公募を開始

をしました。今月の八日の公募締切り後、事業者

選定をして事務局を立ち上げるということになっ

ております。今御指摘ございましたように、参加

の事業者の募集あるいは地域共通クーポン加盟店

の募集ということを行ってまいります。しっかりと

と周知を徹底していきたいと思っております。

現時点で日程については未定であります。事業

を開始するための準備に、全体として少なくとも

二カ月前後の時間を要するというふうに見えてお

ります。

また、事業の開始につきましては、今後の感染

状況とか専門家の御意見を踏まえまして検討を進

める必要がありますので、現時点で具体の開始時

期について申し上げることは差し控えていた

だきますが、観光産業界の皆様は今大変苦しい状

況下にございますので、少しでも早く事業の効果

が発現できるようにしっかりと準備を進めて、効果

的な事業の実施に努めてまいりたいと思っております。

○西岡委員 感染状況はちよっと別としてという

お尋ねの仕方をしたんですけれども、私の地元の事業者の皆様の中には、七月に始まるということとで考えていらっしゃる方もいらっしゃると思います。やはり、二カ月を要するという事で、八月に入ってからになるのではないかとというふうなことも思っていますけれども、なるべく早くというお話もごいますけれども、ある程度しつかりとした発信をしていただかないと、七月ということとで考えていらっしゃる方もいらっしゃるということとをちよっとお伝えをいたしたいというふうに思います。

次の質問でございますけれども、ゴー・トゥー・キャンペーン事業は四つの分野についての事業がございまして、これを実施していくときに、全体を一体としてスタートするのか、それとも感染状況も見据えて個別にスタートすることもあり得るのか、また、先ほど御説明がありましたけれども、事業開始時期の判断というものは何を基準に誰が判断をするのか、このことについて経済産業省にお尋ねをいたします。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。
需要喚起キャンペーンは、新型コロナウイルスの感染症により甚大な影響を受けた観光業、飲食業、イベント、エンターテインメント業の方々の切実な声を受けて、地域の需要喚起や地域経済の活性化のために補正予算に盛り込んでいたものでございます。

本事業については、委員御指摘のとおり、先月二十六日火曜日に、事務局となる委託事業者の公募を開始をしております。全体の事務局を立ち上げた上で、参加事業者の募集、広報活動等、事業の開始に向けた準備を進めていくということになってございます。

御指摘の、事業全体を一体としてスタートするか、それとも個別にスタートするかにつきましても含めて、本事業の具体的な開始時期については、今後のコロナウイルスの感染状況あるいは感染症の専門家の御意見等を踏まえて決定をしたいと考えてございます。

いずれにせよ、全体事務局の選定を行った上で

具体的な検討を進めていきたいと考えてございます。

○西岡委員 それでは、最終的にどなたが御判断をされるのかということについてお話しをいただくことができますでしょうか。

○島田政府参考人 感染症の専門家の方々の意見をしっかりと聞いた上で、政府として判断をしてまいりたいと思っております。

○西岡委員 一体でスタートするか個別もあり得るかということとお尋ねをいたしまして、感染状況も含めてということなので、状況によつては個別のスタートもあり得る、可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。

○島田政府参考人 委員御指摘のような状態で、政府として、各省庁それぞれと御相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

○西岡委員 引き続きまして、今、各自自治体におきまして、県内旅行を想定をいたしました県民向けの助成制度が六月一日からスタートをいたしております。

私の地元においても、県内観光をする県民に一泊五千円を助成する、ふるさと再発見の旅という制度がスタートをいたしております。早速、助成を利用して宿泊をする県民の方もいらっしゃるけれども、例えばこのゴー・トゥー・キャンペーンの仕組みですとか助成率を見たときに、そちらの方が大変お得な旅行ができるということと、このキャンペーン開始まで旅行を控えるという方が出てくる可能性も考えられると思っております。

需要が後ろ倒しになって、今大変苦境にいらっしゃる事業者の方に支援が届かないという状況も考えられると思っております。このことについてどのように捉えていますかということを見て、見解をお尋ねしたいと思います。

○田端政府参考人 ゴー・トゥー・トラベルの關係につきましては、先ほども申し上げましたように、観光産業の方々は大変苦しい状況にありますので、少しでも早くこれが発現できるように

しっかりと準備を進めて実施に努めていきたいと思っております。

それで、今御指摘ございました、その間、本事業の準備期間の対応といたしましては、御指摘ございましたように、各地域において、第一次補正予算で計上されました地方創生臨時交付金を活用いたしまして、特に県民向けなどの旅行のクーポンの発行に取り組んでいる事例が各地域で出てきています。

また、本交付金につきましては第二次補正予算案においても三兆円に増額をされておまして、今後、各都道府県に対して、こうした事例を積極的に紹介し、交付金の活用を促してまいりたいと考えております。

○西岡委員 今、直接のお答えがなかったんですけれども、旅行するのをゴー・トゥー・キャンペーンが始まるまで控えるという方も出てくると思いますので、やはりそこもしっかりと踏まえていただきたいというふうに思います。

続きまして、今公募が進められております全体事務局の必要性について、引き続き経産省にお尋ねをさせていただきますと思います。

今、持続化給付金について、事業の委託の正当性というものが問題となっております。今回のキャンペーンの全体事務局については、状況は全く違うものではございますけれども、この事務局経費の予算額が三千九十五億円にも上るということと、できるだけ抑える方向でという御説明が党の部会とかでもございましたけれども、全体事務局にこれだけの経費をかけるのであれば、もともと本当に支援を必要としている地域や事業者にお金が回るシステムというものを考えるべきではないかと思っております。

これまでも、自然災害発生時に活用されたふつこう割というものがございまして、私の地元では九州ふつこう割というものが熊本地震のときにも大変活用されましたけれども、このふつこう割という支援策のスキームをそのまま活用すればこの全体の事務局というものは必要なのではないかと

と考えておりますけれども、なぜ全体事務局が必要であるのか、また、ふつこう割のスキームを活用するお考えはないのか、このことをお尋ねをしたいと思っております。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。
今回の需要喚起キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた観光業、飲食業等々を対象に日本全体で一体的に本事業を実施するということとしたものでございます。

これは、事務作業としても、旅行、飲食、イベント、エンターテインメント等の各分野それぞれにおいて、例えば利用実績の報告の確認ですとか、あるいは各種精算業務、事業者や消費者からの各種問合せへの対応、それからキャンペーンの広報といったような類似の業務が発生するというふうに予測をしております。

このため、各事業ばらばらに実施するのではなく、効率的かつ効果的に執行するという観点から、一括計上して全体事務局を設置することとしたというものでございます。

○西岡委員 感染状況で四つの事業が個別に展開されることもあるというお話もございましたし、既に今まで活用実績があるこのふつこう割という制度をぜひ活用していく方向が大変効率的です、時間も費用もかからない中で展開をできるのではないかと考えておりますので、そのことをお伝えをさせていただきます。

○赤羽国務大臣 何度かふつこう割の形式をという、御答弁ありましたけれども、ふつこう割の場合は宿泊の割引に限っておりますし、あのときは、旅行代理店を通すということと、ある意味では、旅館業者の皆さんからは随分御不満もあったということもございまして。

ふつこう割ですと事務的経費が少なく済むかのように思われている方もいらっしゃると思いますが、経費率、さまざまでありまして、一五%から二〇%、二〇%を超える場合もあるんです。そういう意味でいきますと、単純ですけれども、今回のゴー・トゥー・キャンペーン、三千九十五億

円、全てかかるとは私は思っていないですが、この比率からいって、特段ふつこう割のときの事務的経費が安く済んでいるわけじゃないということなんです。

ですから、そうしたことも勘案して、単純なふつこう割のときの作業とは随分違っているんだということもぜひ御理解をいただきたい。

いづれにしても、当然、このゴー・トゥー・トラベルの部分についての事務的経費が合理性がないような膨大なものになってはならないと思いますし、第三者の有識者のところで審査をするということ、これをしっかりとやっていきたい、こう考えております。

○西岡委員 大臣からお答えをいただきましたけれども、私も、ふつこう割をそのままということではなくて、今回、クーポンという新しい、この制度の肝という部分で導入をされておりますので、ふつこう割のスキームを使った上で、新しい試みも含めてそういう展開ができないかということと提案をさせていただいております。

大臣から直接御答弁いただいて、ありがとうございます。

次の質問はちよつと時間の関係で飛ばさせていただきますまして、最後に一問質問させていただきます。

感染状況を判断しながら、やはり今も、東京アラートがきのう発動されましたし、北九州においても集団感染が発生をしている状況を見ると、第二波の到来というものも十分考えていかなければいけない。その中で、この事業が実際に展開をできない状況が長期化するというものも考えられると思いますので、柔軟に予算の使い方を見直したり、苦境にある観光関連業者や飲食店、商店街に早急に支援が届くように予算を振り分けていくということも含めて考えていかなければいけないと思いますけれども、このことについて見解をお尋ねさせていただきます。

○田端政府参考人 先ほども申し上げましたように、観光庁といたしましては、需要喚起策の実施

に当たりまして、今後の本格的な社会経済活動の再開に向けて安心、安全の旅行環境づくりをしつかり行った上で、この観光需要の喚起、地域経済を支えるゴー・トゥー・トラベル事業をしつかり着実にスタートしていきたいと思っております。

また、事業の開始後におきましても、感染状況やあるいは感染症の専門家の御意見、あるいは政府の全体方針等を踏まえながら、予算をしつかり効果的に執行できるように適切に対処してまいりたいと考えております。

○西岡委員 ありがとうございます。

必要なところに支援が届くようにしつかり取り組んでいただきますようにお願いをいたしますし、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○土井委員長 次に、矢上雅義君。

○矢上委員 立国社の矢上雅義でございます。

本日は、ゴー・トゥー・キャンペーンの業務委託費用に関する質問でございます。

この業務委託先は、司令塔の役割を担い、八日まで募集を行い、一事業者を有識者による審査で選定するという予定でございます。

業務内容は、旅行代理店などが活用するクーポン代金に対する支払いのシステム構築とか、利用者らの相談に応じるコールセンター運営などが含まれているということですが、今回のゴー・トゥー・トラベルの事業費総額及び業務委託費の総額、いわゆる予算額について、金額のみお答えください。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

業務委託費の上限として三千億円程度を計上させていただいてるところでございます。

○矢上委員 業務委託費三千億円程度ということ、事業費全体は恐らく一兆五千億円弱と聞いておりますけれども、今回、公募によって業務委託を行うんですけれども、この三千億円という予算額は公募を通じて行われる契約の際の予定価格の上限を意味するのか、お答えください。

○島田政府参考人 御指摘のとおり、予定価格の

上限というふうに理解をしております。

○矢上委員 続きまして、この業務委託費の総額としての内訳は、経済産業省の見解ですけれども、委託費は業務遂行に必要な金額と説明しております。

そこで、この三千億円程度の業務委託費の計算方法をお伺いいたします。

○島田政府参考人 本事業で、委託費として、全体事務局に加えて、各キャンペーンにおいて連携する、これは数千社に及ぶと想定しておりますが、事業者の事務経費として三千億円を計上させていただいてるところでございます。

具体的には、全体事務局については、全国各地での利用実績の報告の確認、あるいは各種精算業務といったものに加えて、事業者や消費者からの各種の問合せ対応、あるいは統一的なキャンペーン広報等の業務を担うことを想定してございます。これらの業務に必要となるシステム構築費、コールセンターの運営費、人件費等を計上しているというところでございます。

また、各キャンペーンで連携をする旅行者、あるいは宿泊施設、あるいは商工会、商工会議所といった地域の食事券の発行者さん、さらにはオンラインの予約事業者、地域のチケット販売事業者さん、こういったさまざまな事業者についても、本事業に関する加盟店の管理、あるいは精算事務に加えて問合せの対応、広報等の業務が発生するものがございます。これらの連携する事業者さんの必要とするシステム構築費、コールセンター運営経費、人件費等も計上させていただいているところでございます。

○矢上委員 ただいまの説明で、業務委託費を集計する際の全国また各分野における内訳はよく理解したんですけれども、ただ、予算書に載せる場合はきちんとした手続が必要でございますので、事業費を執行するための前提の業務委託費の予算額、積算調書ですね、積算を積み上げる際に、経済産業省の担当職員が独自に積算して決裁に臨んだのか、それとも、例えば基本調査費とか基本設

計費を組んで民間のコンサルタントに委託して予算を調製するときの手続としているのか、この点についてお答えください。

○島田政府参考人 予算計上するに当たりましては、私ども行政側の職員が関係省庁で協議をした上で数字を精査しているところでございます。

○矢上委員 持続化給付金で問題となっておりま

すキャンペーンの中には、おもてなし課程研修コースというのをつくった際には、基本調査費として、ある特定の会社

に予算額の見積調査を依頼しているんですね。

そもそも随意的なものについては、高度な専門性や特殊な技術が求められるため、例えば入札のための仕様書の具体化が困難など、入札によりがたい事情があるときというように、これは環境省のガイドラインなんですけれども、要するに、各担当省庁において入札に当たっての手続が非常に困難であるから随契約等に任せられているんですけれども、理屈からいうと、職員ができるんだつたら随契約にする必要もないし、直轄事業でやれるんじゃないですか。

○島田政府参考人 今回のこの予算計上につきましては、あくまでも事業の上限を定めておるというものでございます。

具体的にどのような事業を執行していくのかにつきましては、まさに企画提案を各事業者様からしていただいて、それを第三者の委員会、それぞ

れの知識を有する方にしっかりと審査をしていただいて、優劣をつけた上で対象を決定させていただくというふうなことで進めたいと考えてござい

ます。

○矢上委員 今回は議事録に残しておきたいためお答えをそのまま受け取りますけれども、私も行政におりましたけれども、今まで、こういう巨額なソフト事業で、職員だけで立ち上げて予算を調製したというのは初めて聞きました。この委員会の質疑はネット中継で全国の地方自治体等の契約担当者も見ておられますので、責任を持ってお答えしていただきたいと思

続きまして、公募形式となっておりますけれども、公募した後の契約方式としては、一般競争入札、指名競争入札、そして随意契約と三通りございますけれども、いずれでしょうか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

今回の事業に関する事務局の選定につきましては、本事業の円滑な執行の観点から、事業の実施方法やスケジュールが妥当であるかどうか、本事業の関連分野に関する知見を有するか否か等の審査基準に基づきまして、第三者の有識者で構成される委員会にて審査を行って、客観性を確保した上で決定するというふうなことを考えております。

このように、本事業を円滑に実施するに当たりましては、当該業務に専門的知見を有して適切な事業管理を行う体制の確保が重要であるという点を踏まえまして、事業者からの提案書に基づいて採択先を決定する企画競争という形をとらせていただいております。その上で、公正性、客観性を確保した上で、随意契約での契約締結を予定しているところでございます。

○矢上委員 今回の公募について、事前の質問通告レクでお聞きしたんですけれども、企画競争方式とか企画提案型と教えてもらったんですけれども、この企画提案型については二通りありまして、総合評価落札方式による入札と今回の企画競争方式があるんですね。この両者の違いは、総合評価落札方式は入札金額も提示するんですけれども、今回の企画競争方式は、先ほど申された予算額三千億円の範囲内であれば、そこを上限として行うもので、契約内容の多寡は要求されていないんです。あくまでも契約内容の優劣を競うというものなんですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○島田政府参考人 今回の方式につきましては、企画競争ということでございますので、事業者からさまざまな提案をいただいた上で契約をするという形式をとっているところでございます。

○矢上委員 なかなか難しい問題でお答えにくい

でしょうけれども、ちょっと別の観点からお聞きいたします。

今回、一兆五千億円規模の巨大かつ複雑な事業であるにもかかわらず、公募が五月二十六日、オンライン説明会です、面前じゃなくてオンライン説明会が六月一日、そして締切りが六月八日です。特に今回は、今までと違って、中間段階で地域の各種の中小事業委託業者も介在する非常に複雑な仕組みであります。

オンライン説明会が六月一日で締切日が六月八日、しかも、たった一週間以内で一兆五千億円規模の企画書を提出するということが普通で済みますか。これは企画書や仕様書を事前に知り得る立場にある事業者でなければ到底対応は不可能だと思いますけれども、感想をお伺いします。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

今回の事業は、五月の二十五日に発表されました基本的対処方針において、七月末ごろまでに外出の自粛を段階的に緩和するという計画が盛り込まれたということを受けて、時期や状況に応じて適切に需要喚起を支援できるよう準備に入ることとしたものでございます。具体的には、基本的対処方針が発表された翌日の五月の二十六日に全体事務局の公募を開始したところでございます。

この公募に当たりまして、少なくとも十日間以上の公募期間を確保しなければならんとする会計法令を踏まえまして、本事業においては十四日間の公募期間ということを設けたものでございます。公募に当たって実施をした説明会は、応募者の理解を深めるために公募期間中に実施したものにすぎないものでございまして、法令上求められた十分な期間を確保しているものというふうに考えてございます。

早急に実施をしなければならぬということ、私どもも、法令に基づいて、可及的速やかに実施をしたいと考えているところでございます。

○矢上委員 一般論としまして、契約形式自体は

合法性を装いながら、申込期間を不合理なまでに短期間に設定することにより、特定の事業者のために競争性を排除しているとの批判されてしまうような仕組みになっております。

また、一つお聞きしますけれども、慣例として、昔でしようけれども、随意契約の際は、二者以上の専門業者に業務内容を提示した上で、見積りを徴取し、それを予定価格に反映させて予算をつくるということが昔から慣例になっておりますけれども、このときに中心になって見積作成に協力した事業者が、いわゆる汗かきルールに基づいて落札する傾向が高いと言われていますが、汗かきルール、一度でも聞いたことはございますか。

○島田政府参考人 大変恐縮でございますが、私は初めて今回伺いました。

○矢上委員 きょうは何か入札契約のプロをよこしますからということで、楽しみにしておったんですけれども。

そういうことで、それ以上は追及しませんが、時間も、時間ですので、ちょっと総括いたします。今回、緊急なイベントとかのことで、経済産業省も相当時間がなくて、ばたばたしているということとはよくわかるんですけど、役所の事情をちょっと軽く代弁してあげましょうか。

そもそも、このような複雑な実務を処理できる専門的な人材もいないし頭数もそろわない、また、民間企業に一括で業務委託すれば複雑な会計処理も不要であり、会計検査院の検査を受けるに当たっても何も心配が要らない、そういうお気持ちで行われたんでしょうけれども、じゃ、メリッ

トのほかにデメリットを言いましょ。もしトンネル法人に元請させて、その下請で、汗をかいた人が下請にどんどん入ったら、汗かきルールが実現して、要するに官製談合的なものが脱法行為的にでき上がっているんです。それと、トンネル法人の構成員を汗をかいた人たちのグループで構成したら、みんなで仕事をぐるぐる回せるんですよ、法人の中で。しかも、そ

れはあくまでも民間取引でのやりとりですから、刑事上での罰則はないんですね。ですから、汗かきルールとか継続ルールと言われているものをばんばんやるんですよ。そういう実態があるということとはよく御存じだと思います。

あと、今度、トンネル法人を随意契約の対象にするということは、会計法とか財務省の通知に反するんですね。そもそも、高度な専門知識とか特殊な技術を有する者を選ぶために随意契約、企画競争型方式の相手として選ぶのに、何ら実態のないトンネル法人を入れるということは会計法にも反するんですよ。

ですから、もし今後、皆さん方がこういう大きな事業で役所レベルで対応できないようなことがあれば、率直に制度を改正するなり前向きにやらないと、今回の件はますます大きな問題となっていくと思います。ここは国土交通委員会ですけれども、経産省のやっていることは昭和の時代の官製談合を令和に持ち込んできたみたいな話で、みんな迷惑する話なんです。ですから、きちんと是正してほしいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○土井委員長 次に、谷田川元君。

○谷田川委員 野党共同会派、立国社の谷田川元です。どうぞよろしくお願いします。

私もゴー・トゥー・キャンペーン中心に質問しますけれども、その前にちょっと国土交通行政に関する幾つかの問題を質問したいと思えます。

洋上風力発電についてなんですけれども、昨年、銚子市沖を始めとする全国四カ所が洋上風力発電の有望な区域として発表されて、今、関係者による協議会の設置がなされています。銚子市沖にしましては、あす、第三回の協議が開催されますが、事業が順調に進むことを期待いたしております。

今後は、経産大臣及び国土交通大臣による促進区域の指定がなされた後に、両大臣による公募占用指針を半年ぐらいかけて作成するとのことでございます。

そこです質問したいんですけども、この指針には、やはり、漁業との共生を図ってほしいという協議会の意向を十分に反映すべきだと思いますが、どうか。

続けて質問します。千葉県や銚子市は、少なくとも地元名洗港をメンテナンス港湾として位置づけるように要望していますが、国としてもそれを応援すべきと思いますが、どうでしょうか。

二つ御答弁お願いいたします。

○高田政府参考人 お答えいたします。
国土交通省といたしましては、再エネ海域利用法に基づき、現在、経産省と連携しまして、洋上風力発電の導入促進に取り組んでおります。既に、御指摘のとおり、促進区域の指定に向け、千葉県銚子市沖を始めとした四つの有望な区域につきましまして、経済産業省及び国交省による区域の状況調査を行うとともに、地元関係者や関係行政機関等が参画する協議会を組織したところであります。

また、同法第九条第六項におきまして、「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。」というふうになされております。私どもとしまして、同法に基づき、公募占用指針の作成において、協議会における協議の結果を尊重しまして適切に対応してまいりたいと思っております。また、名洗港についての御指摘がございました。

これまでの協議会の中で、銚子市から、建設作業員の輸送のためやメンテナンスのための名洗港の活用につきまして要望がなされております。さらに、本年二月には、銚子市、銚子市漁業協同組合及び銚子商工会議所からも、洋上風力発電施設の建設及び建設後の運転管理、メンテナンスのための拠点となる港湾として、名洗港の機能整備について要望を承っております。

私どもとしまして、これらを踏まえながら、メンテナンス時における名洗港の活用につきまして、千葉県や銚子市を始めとする関係者の方々と

ともにしっかりと検討を進めてまいります。

○谷田川委員 ありがとうございます。しっかりとバックアップしていただきたいと思っております。

では、コロナウイルスの問題で大変苦しんでいる現場の声を二つ紹介して質問したいと思うんですが、

成田空港周辺には空港関連産業がたくさんあります。開港して四十二年になりますが、まさに今開港以来の危機だと思えます。売上高が九割以下というのがもうメジロ押しなんです。

それで、航空会社に対する支援について、ここで私、質問しましたけれども、それについては国交省も、航空業界をしっかりと支えるんだという答弁がありました。その航空産業をしっかりと支える業、例えばグラウンドハンドリングとかそういった会社もあるということとは、ぜひ、もう釈迦に説法でございましてけれども、そういった会社がもし倒産することになったら、幾ら復便しようと思っても立ち上がれませんよね。

ある日本の航空会社の子会社がグラウンドハンドリングの会社に、復便のときにはやはり人材を確保してもらわないと困るので、我々も協力を金で支払うから雇用を維持してくれ、そういう方針があったんだけれども、先週、いや、それはなかったことにしてくれと言われたらしいんです。それだけ航空会社自体も厳しいという状況なんですよ。

ですから、この辺、ぜひ航空関連産業に対する支援をしっかりと検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。

航空輸送は、グラウンドハンドリング、給油、ケータリングなどの多くの事業者によって支えられておりまして、これらの事業者も経営に大きな影響を受けていることから、しっかりと支援をしていく必要があると考えております。

国土交通省といたしましては、これらの事業者の要望を踏まえまして、空港会社等と連携をして、賃料の免除や支払い猶予等を実施するとともに

に、雇用調整助成金や国税、地方税の猶予など、活用可能な支援策について航空関係事業者に広く周知徹底を行っているところであります。

今後とも、状況を注視するとともに、空港会社や航空関係事業者のお話を伺いながら、必要な支援策について引き続き検討してまいります。

○谷田川委員 どうぞよろしくお願いたします。

もう一つ悲痛な声なんです。持続化給付金なんです。

五月の下旬に申請したんです。そのときに、二週間ぐらいで振り込まれる、そういう話だった。ところが、現在に至ってまだ振り込まれていないし、ちよつと言いつつわけていたメールが一通来ただけだ。

何か当初の予定より大分狂っているんですね。

この原因は何なのか。これはもう、生きるか死ぬか、瀬戸際の人がたくさんいるんですよ。ですから、あらゆる手だてを使って早急に振り込むようにすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○鎌田政府参考人 持続化給付金につきましては、特に経営状況が苦しい事業者の皆様は、継続を支援するため、使途に制限のない現金給付という思い切った措置を講ずるものでございます。委員御指摘のとおり、事業者の皆様は一刻も早く現金をお届けするということが何よりも重要と認識をしております。

こうした中、まさに委員御指摘のとおり、事業者の方々から、申請から既に二週間以上が経過しているといった声をいただいていることにつきましては認識しておりまして、経済産業省としましては、こうした声を重く受けとめ対策を講じているところでございます。

まず、審査の体制などにつきましては、この一カ月の間に、約二千九百人の人員による交代制で夜間、休日を含めて対応するという形で、大幅な増強を講じているところでございます。

また、これまで申請されたもののうち四割を超える申請に何らかの不備ですとか確認が必要な項目が存在しております。これが一つの大きな遅

延の理由になっているという面もございますものですが、事務局としましては、少しでも早く給付できるように、申請者に差し戻すのではなくて、できる限り証拠書類に基づきまして事務局で補整を行うというふうな取組をしております。

また、そもそもそのような不備が起きないようにということでございまして、申請システムの改善をするといった取組を進めているところでございますけれども、いずれにしましても、厳しい状況に置かれている事業者の皆様は一刻も早くお届けできるように、今後とも必要な改善を重ね、給付の迅速化に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○谷田川委員 全力でお願いしたいと思います。それでは、ゴー・トゥー・キャンペーンについて質問する前に、さつき西岡委員の質問に対しての赤羽大臣からの発言で、私がきのう観光庁から聞いた数字が違うので、ちよつと確認しておいてください。

北海道、九州、それぞれのふつこう割は、事務経費の予算は大体二三%だったというんですよ。結果、かかった経費は、北海道の方は何と三%、それから九州は一五%と私は聞いています。九州の方よりも北海道の方がすごく競争原理が働いたもので三%になったというんですよ。先ほどの答弁と違いますので、ちよつと数字を確認しておいてください。後の方で質問しますので。

それで、まず、ゴー・トゥー・キャンペーンの予算案が発表されたのは四月七日なんですよ。さつき島田さんの方から、急いでやる必要がある、そういう話だったけれども、だけれども、この業者を募集する要項が五月二十六日ですよ。一カ月半もかかっているじゃないですか。遅過ぎると思いませんか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

この間の政府の対応といたしまして、まずは新型コロナウイルス感染症の拡大防止、あるいは事業の継続、まさに事業をやめざるを得ないというふうな方々に対しまして、それを何とか維持して

いただくというための対応というものを何よりもまず最初に実施をしたいということで、例えば、政府系金融機関による実質無利子無担保の融資を民間の金融機関にも拡大するかどうか、あるいは、極めて厳しい状況にある中小、中堅の企業等の法人に対しては二百万円、個人の事業者には百万円といったことを上限とした現金給付を行う、まずはそういった施策を全力で進めてきたところでございます。

そうした中で、五月二十五日の基本的対処方針におきまして、七月の末ごろまでに外出自粛を段階的に緩和する計画というものが盛り込まれたというものでございます。これを受けて、その翌日の二十六日からこのキャンペーンの公募を開始した、そういったところになってございます。

○谷田川委員 「いいです、もういいです」と呼ぶ

時間がないので順次質問していきたいんですが、この業者を決めるに当たっては、第三者委員がしっかり審議して決まるという話なんです、この第三者委員の氏名等が特定される情報は開示できないということ、それは、私は現時点では了とします。もしそれが明らかになりますと、関係者からいろいろな圧力が来て、公正な審議ができない。

それはそれでいいんですけども、しかし、やはり委員の人数とか、その委員がどのような職種の人とか、できる範囲で教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。先ほど委員御指摘のとおり、具体的な個人名の公表は差し控えていただきますが、その構成につきましても、観光、飲食、イベント、商店街、それぞれの分野の有識者、計六名で構成をするという形にしたいと考えてございます。

○谷田川委員 赤羽大臣、この六名の方の氏名は、大臣は御存じですか。

○赤羽国務大臣 私は観光分野の責任者ですの

で、観光分野における有識者二名の候補者について、今事務的に検討を進めさせていただいているという過程にございます。

○谷田川委員 事務的に検討を進めるということ、まだ決まっていないということですか。

○赤羽国務大臣 候補者は出ておりますけれども、まだ最終的には決まっておらないと承知して

います。

○谷田川委員 ということは、ほかの四名の方も決まっていないということですか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。本事業の円滑な執行の観点から、観光分野の有識者は二名、飲食分野の有識者は二名、イベント分野は有識者一名、商店街分野の有識者一名の計六名というふうに考えてございます。

この方々につきましては、企画提案書の締切りである六月の八日までにそれぞれ担当省庁として選定をしていくというふうなことで考えてござい

ます。

○谷田川委員 ちょっとびっくりしました。私はもう決まっていると思つたんですよ。わかりまし

た。それで、私はやはり、第三者委員会がこの一兆七千億もの予算を扱って決めるわけですから、少なくともその委員の氏名と審議の状況を示した議

事録というものはいづれ公表すべきだと思つたんですよ。公表するお考えはありませんか。

○島田政府参考人 個別の事業の採択、不採択を選定する審査会でございますので、委員の氏名あるいは議事録等についても公表は考えておらな

いところでございます。

○谷田川委員 これは私、この間、経産省の事務方から聞いたんですけれども、第三者委員会が決

めた結論はたとえ大臣であっても覆りません、そういう話だったんですよ。そういう理解でよろし

いんですね。

○島田政府参考人 まさに第三者委員会は公正中立な観点で審査をしていただくということでござ

いますので、第三者委員会の決定というものが

しっかりと尊重されるものと考えております。

○谷田川委員 今、尊重されるという言葉をお使

いになりましたか。どうぞ。

○島田政府参考人 第三者委員会の審査を踏まえて決定をするというものでございます。

○谷田川委員 ということは、最終的に誰が決定

することになるんですか。

○島田政府参考人 本事業の発注元でございます省庁でございます。

○谷田川委員 ということは、経産大臣が最終的な責任者という理解でよろしいですか。

○島田政府参考人 済みません。第三者委員会

で決定したもので実施をいたします。

○谷田川委員 もう一回確認しますよ。

この間、経産省の担当者の方は私の質問に対して、大臣であろうと第三者委員会の結論は覆りま

せんとはつきりおっしゃったんですよ。それで、今何か尊重するなんという言葉を使つたから改めて聞いたんです。もう一回言つてください。

○土井委員長 島田審議官、はつきりお願いしま

す。

○島田政府参考人 恐縮でございます。

契約の当事者という観点で省庁と申し上げまし

たが、実質の内容を決めるのは、第三者委員会の決定に従つて契約を進めるということでございま

す。

○谷田川委員 そうすると、第三者委員会、今はいいですよ、やはり審議に影響するから、名前とかを公表するのは、それは私も了としますよ。だけれども、事業が終わつた後とか問題ない時期に、やはりしっかりとその議論の中身とか議論した

人の氏名は公表すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。第三者委員会の委員の氏名、あるいはどのようなコメントをしたのか、さらに評価点数等について、事後であっても、公にするとありますと、率直な意見交換あるいは公正であるべき公募手続に係る意思決定の中立性が大きく損なわれるおそれ

があると考えてございます。そのような事態の発生は、今後、同様の公募事務を実施する際に有識者として選定することに非常に困難を伴うおそれもございますので、公表することは差し控えていただきたいというふうに考えてござい

ます。

いづれにしても、中立公正な審査というものをしっかりと担保するように努めてまいりたいと思つております。

○谷田川委員 いや、だって、いずれその名前を明かさないと、どんな審議をしたかというのがわからないと、公正かどうか後で検証できないじゃないですか。おかしいですよ、それは。しっかりと検討し直してもらいたいと思います。

それで、この募集要領、五月二十六日に出されたやつを私よく読んだんですけども、非常にびくびくしているのはなぜかという、こういう表現があるんですよ。新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再度の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中において見直しを図ることがありますとの表現なん

ですね。これは、この要領に三回も同じ表現があるんですよ。

ということは、経産省自体も、いや、この事業は変更は十分ある、なかなか大変な事業だと認めて

ているようなものじゃないですか。こういう表現を三回も入れるんだつたら、もう撤回した方が私

はいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○島田政府参考人 今回の事業は、新型コロナウイルスの感染症の拡大状況というものを逐一踏ま

えながら実施をしなければならぬという非常に難しい事業であるというふうに考えてございま

す。

この新型コロナウイルスの感染症が再び大きな流行とならないように、拡大防止に向けて引き続き全力をかけていくことが重要であると考えてござ

います。それが同時に、経済の復活といったような、甚大な影響を受けた事業者の皆様の需要喚起といったことも一方ではやらなければならな

い。その両者をバランスさせるために、公募要領上も、感染状況を踏まえて柔軟に事業を実施するという旨を明記させていただいたものでございます。

○谷田川委員 こういったあやふやな内容なので、業者も非常に戸惑っているというふうに私は率直に思うんですよ。

先ほど矢上さんは、募集期間がすごく短くてという話がありましたけれども、来週の六月八日が締切りという話を聞いています。ですから、今現在、応募した業者があるのかどうか、ちょっと教えてください。

○島田政府参考人 本日時点では、まだございません。

○谷田川委員 ないということです。

そうすると、応募がもし一つもなかったらどうなりますか。そして、もし応募が一者だけだった場合には、その場合は一応、第三者委員会でも審議しますか。二点お答えください。

○島田政府参考人 締切りは六月の八日、来週の月曜でございますので、そのときまで待った上で、状況を踏まえて判断をしたいと考えてございますが、例えば一者だった場合でございますけれども、これは、応募数にかかわらず、提案内容が本事業の円滑な執行の観点から妥当であるか、審査基準に基づいて客観的な判断をする必要があることから、第三者委員会による審査を行うことと考えております。

○谷田川委員 もし一者しかないときは、私はやり直すべきだと思います。というのは、先ほど北海道と九州のふっこう割の話をしましたけれども、観光庁が私に言ってくれた先ほどの数字が正しいければ、北海道の方が競争原理が働いたので三%になっているんですよ、事務経費が。ですから、ぜひ競争を図る必要があるから、私はやはり再度やり直すべきだと思いますし、それより私は撤回すべきだと思います。

それで、先ほど、第三者の決定の根拠になる、第三者委員会は本場に責任にのっとっているのか

どうか、その根拠となる法律とか規定などをこの委員会に提示するようにお願いしたいと思うんですが、委員長、取り計らいをお願いいたします。

○土井委員長 理事会で協議いたします。

○谷田川委員 お願いいたします。

大臣、私、素朴に思ったんですよ。これは一兆七千億円の予算で、ゴー・トゥー・トラベルの予算が一兆三千億円なんですよ。ですから、八割近くが国交省の、観光庁の予算ですよ。ですから、事務局は経産省よりも国交省がやった方が私は自然だと思わんですが、いかがでしょうか、大臣。

○島田政府参考人 今回の事業につきましては、観光事業のほかにも、飲食あるいはイベントと、多岐にわたる事業を対象としてございます。金額につきましては、観光業についてかなり多くかかるかもしれない。それは、その制度が二万円を上限にするですとかいうふうな、そもそもお客様の単価の多寡によって決まってくるものでございまして、やはりいろいろな業種が関係をしてまいりますので、商業全般を所管しております経済産業省において一括で計上したものでございます。

○谷田川委員 私、この募集要綱を見て、あれっと思ったことが一つあるんです。それは何かと思いますと、委託金の支払いは、原則として、事業終了後、精算払いとなりますとあるんですよ。そうすると、三千百億円用意できる業者というのは限られちゃうじゃないですか。だから、これは、うがった見方をすると、もう意中の業者があるんじゃないか、そう思われかねない一文なんですよ。

まず、ちょっと観光庁に質問します。過去のふっこう割、北海道とか九州のふっこう割は、このような事務費の事後払いという規定があったかどうか、答弁願います。

○田端政府参考人 予算の執行の関係の考え方でございますので、過去のふっこう割においても同じやり方で書いております。いわゆる精算払いということでもやります。

ただ、事業の中身次第では概算払いも可能ですが、このことを記述しておりますので、ふっこう割と今回は同じでございます。

○谷田川委員 それはそれで、わかりました。

それで、先ほど西岡委員が指摘されていたことなんですけれども、もう既に、地方創生臨時交付金、それを利用して、県内に限定した宿泊だとか、そういったクーポン券が配られています。

私が知っている範囲では、高知県、それから鹿児島県、そして、さつき長崎県と、三つありましたが、ほかにありますか。

○田端政府参考人 地方創生の交付金を活用した事例で、青森県、また山形県、新潟県、富山県でそれぞれ取り組んでおられるというふうに承知しております。また、報道ベースですが、群馬県も同じような県民向けということをやられるというのを、ちょっと報道で、本日、承知をしております。

○谷田川委員 この間も指摘したんですけれども、今、県をまたぐ移動というのは控えてもらいたい、それが政府の方針ですよ。

それで、先ほど、準備してから二カ月かかるといってお話でした。今六月ですから、二カ月かかるということも、今はまだ解除になっていませんし、それから、東京アラートなんかきのう出ちゃいましたので、そう考えますと、ますます実施時期が延びていくような気がしてならないんですよ。

高校のインターハイも中止、甲子園の高校野球も中止。そう考えますと、私は、今認められている、政府の方針と合致する国内限定の旅行、宿泊、そういうものをまず真っ先にやるのが、観光関連産業の方々に救済する一番効果的な、いいタイミングじゃないかなと私は思うんですよ。

だから、地方創生臨時交付金は、これは総務省の管轄ですからそういう言い方はしませんが、ぜひ、このゴー・トゥー・キャンペーンの予算を、その何割かを、各都道府県で完結する宿泊だとか旅行だとか、そういうものに振り分けるというのも積極的に検討すべきだと思いますが、いかがで

しょうか。

○赤羽国務大臣 そもそも論で言いますと、一次補正の予算のときには、各野党の皆さんから、このゴー・トゥー・キャンペーン自体が時期尚早だという御批判をいただきましたが、我々は、速やかに実行できるように準備に入りたい、準備期間がかかるというのは一貫した答弁です。

しかし、時間がかかるというのはやむを得ないんです、物理的に。ですから、その間を補う形で、それぞれの地方自治体が独自でさまざまなところでやっていたいただいているというのは、私たちは大変評価をしていますし、応援もしています。

地方創生の臨時交付金自体は潤沢ですから、三兆円積んでいるんですから、そこは速やかに、十分、いろいろなアイテムがあらわれますから、使い勝手というのはこれからなんですよけれども、それはそれでこなしただけければ。

いつとはまだ明示はできませんけれども、事務局が立ち上がって速やかに発動できれば、しかるべきときにこのゴー・トゥー・トラベルは発動できると考えているんですよ。

シームレスにやるということを今念頭に置いているので、我々が与えていただいた、予算で認められた一兆数千億の話を取り崩して今地方自治体が行うことに乗せるということは、僕は余り必要性は感じていません。だけれども、そのことについてはしっかりと、総務省の予算でありますけれども、それは地方創生という意味で我々もしっかり応援もしていきたいし、観光関連事業者に対して、こうした試みがあるからと、それぞれ地方自治体に、地方運輸局からも、こうしたことは積極的に地方自治体に対して取組を進めてほしいというのには働きかけておりますので。

だから、谷田川さんの言われていること、御要望に対して応えている形になっていると思いますけれども、そういった仕切りでちゃんとやらせてもらいたいというふうに私は思っております。

○谷田川委員 とにかく、今、事態は日を追うごとに深刻になっているという認識なんですよ。大

臣、せんだつての新聞だつたですかね、交通関係の研究者でつくる日本モビリティ・マネジメント会議というのが調査結果を発表しました。全国の鉄道やバス、タクシー、旅客船などの事業者に調査した結果、何と、外出自粛が続くと約半数の業者が八月中旬までに倒産するおそれがある、そういう話なんですよね。

ゴー・トゥー・キャンペーンの予算の検討を始めたのは、私は三月の下旬ぐらいだと理解しています。あのころは、オリンピックも一年延期になつて、いずれV字回復するんだ、そういう認識のもとにこのゴー・トゥー・キャンペーンの予算がつくれたという経緯があると思います。あのときと比べたら事態は深刻度を増しているということとをぜひ御理解いただいて、対処していただくことをお願いしたいと思います。

○赤羽国務大臣 随分ちよつと粗っぽい理論だと思ふんですけれども。

我々は、前回のときに福田先生からの御質問でちよつとお叱りをいただきましたが、国土交通省所管の事業、もちろん観光関連も含めて定期的に定時観測というのは当然しているわけです。全国の運輸局からそれぞれのところについて、プッシュ型で、経営状況は大丈夫ですかということ

これだけ厳しい状況、改めて言われるまでもなく、これが長期化すれば長期化するほど大変な状況になるということは当然予見もできておりますし、そうした状況が続いているということは我々認識をしております。ですから、できるだけ寄り添つて、しつかり意味のある形でやるということとでございますので、そうした御心配は杞憂で、杞憂と言うとちよつと失礼ですが、私たちが同じだけの、何かのんびり鈍感にやっていると、いうことではないということだけはぜひ御理解いただきたい。

現場では一生懸命やらせていただいておりますし、観光関連業界からの御要望についてできるだけ沿うことを一生懸命やらせていただいていると

いうことだけは、現場で汗を流している関係者のためにちよつと一言申し上げておきたいと思ひます。

○谷田川委員 私が言ったことが杞憂に終わればいいと本当に私も思ひます。ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

終わります。

○土井委員長 次に、荒井聰君。

○荒井委員 大臣、きょうはJＲ北海道問題を中心にやるつもりなんですけれども、その前に、やはりこのゴー・トゥー・キャンペーンはおかしいですよ。

私も、農水省で補助事業を随分やりました。道庁に出向しているときにも補助事業を扱っていましたけれども、事務経費が全体の経費の二割なん

というの、そんな事業はないですよ。普通、せいぜい多くても一〇％未満。きょう福田先生もいますけれども、栃木県のいろいろな事業でも多分そうだったと思ひます。二割も事務費を取るといふのは、それはやり過ぎですよ。

先ほど谷田川君から業者が決まっているんじゃないかという、そんな話がありましたけれども、私もそういう感じをしますよね。特に旅行業界といふのは、自民党の大物議員がこれを引っ張っているというそんな話もあるわけですので、そんな感じを抱かせるに十分だと思ひますよ。

私は、このゴー・トゥー・キャンペーンは減額補正をするべきだと思ひますよ、二次補正の決定をしていないわけですから。そう思ひます。

それともう一つは、特定の企業なりが今回のさまざまな補正予算でちらちらちら出てきますよね。竹中平蔵さんは、国の審議会のメンバーでいるのならば、私はパソナの会長をやめるべきだと思ひます。あるいは、パソナは国の事業に、入札に出てくるようなことはするべきではないと思ひます。これは企業人としての倫理観ですよ。私

はそう思ひます。せつかくだから大臣に、私の今の指摘についてどんなお考えなのか。

それともう一つ、このゴー・トゥー・キャンペーンはどうして経産省なんですか。これは国交省、観光庁の仕事ですよ、まさしく。この間、私は、国の仕事というのは国家行政組織法という法律にのつとてやる、それが日本の仕組みだと。その仕組みからいけば、観光行政はまさしく国交省の所管ですよ、それがほとんどなんです。八割から九割ぐらいそうでしょうから。

そして、事務経費を使うとすれば、都道府県を通ずる。都道府県を通じて、観光協会とか商工会議所とかそういうところに、そのルートを使うべきだといふふうに、私は行政官の経験からいけばそう思ひますよ。

どうですか、そのあたり。

○赤羽国務大臣 このゴー・トゥー・キャンペーン事業の事務局の総まとめを経産省がやることになったといふのは、先ほど経産省の審議官からの御答弁があつたとおりでございます。

また、私、荒井先生が言われているのは、もとが一兆七千億という巨大な事業ですから、その事務経費となるとやはり三千億近くかかるということについて、三千億ということに発注すること自体が大変大きな、これまで余り、なかなかかつたような事例であるといふことで、よりその透明性とか妥当性といふのが求められるといふのは、そういう御指摘はしつかり受けとめておきたいと思ひます。

ただ、先ほどちよつとふつこう割で、先ほど谷田川さんから言われて、これは、私は予算のベースで申し上げて、予算のベースではふつこう割も一三％ぐらいから二三％までのレンジだった。実際に使用されたという意味でも、北海道は低かったのは事実ですけれども、ただ、山形、新潟の応援キャンペーンで一七％でしたし、九州のふつこう割は一五・一％だったといふ事例もあります。

ですから、私が答えるのはちよつとあれなんですけれども、経産省が一八％ぐらいの想定をして予定の上限額といふことを設定したといふのは全然根拠のないことではないといふふうに思つてお

りますし、結果として、いずれにしても、第三者の有識者の委員会ですの妥当性を審査して、そしてそれを、決まつたといふときには、それは各役所といふか、経産省とか我々だつて、自分のところについては責任を持つてそれがどうであつたかといふことを、決定を覆すといふ意味じゃありませんけれども、審査を尊重しながらも、ちゃんとプロセスが踏まれているのかどうかといふことは当然チェックする義務があるといふふうに考えております。

いずれにしても、ちゃんとした説明責任がつくような形で、できるだけ、国民の皆さんの税金ですから、可能な限り縮小するといふことは、そういう姿勢で臨みたいといふふうに思つております。

○荒井委員 一社一千万ずつ配付して、観光関係の企業が今物すごく厳しいですから、それを立て直すために一千万ずつ配付したとしたら、三万社が助かるんですよ、三千億というお金は。そのぐらいの大きなお金です。それを事務経費として使うといふようなそういう事業だとすれば、とてもそれは効率的な事業だとは、私が現役の行政官だつたらすくノ一と言ひますね。

この三千億円の事務経費を伴うゴー・トゥー・キャンペーンについては、私は第二のアベノマスクになるんじゃないかといふぐらい心配をしております。実質、どういふような補助金の形になるのか、そして誰が責任を持つのか。経産省は持ちますか。第三者委員会を持てないでしょう。しかも、第三者委員会の中で議論した内容は公表しないと言つていふんです。無責任きわまりない、あのマスクのときも、誰が一体決めたのか、どういふ形で配分するのかといふことも全く決まらないうちにマスクの事業に乗り出してしまつた。私は、これは日本の行政史上まれに見る汚点だと思ひますよ。

ゴー・トゥー・キャンペーンについてはそのぐらいで、JＲ北海道問題、きょう準備をできましてしたので、それをしたいと思ひます。

というのは、先月の十九日、北海道出身の松田昌士さんがお亡くなりになりました。松田さんというのは、国鉄民営化の象徴的な人でありました。そして、私は財務省の連中ともつき合ひがあるものですから、財務省の人たちが異口同音に言っていたのは、国鉄民営化の、あの民営化の計画を立てた、あるいはそれを実行していった人たちが生きているうちにJR問題の解決をしたいと。その象徴がJR北海道なんですよ。ですから、JR北海道のこの解決策を決めたいと。ちょうど来年は、三十年目をめどにして法律の大きな改正がありますから、それに向けてどういうような解決策を提議するのかということが、私は国交省にとっても大きな、鉄道局だけにとどまらず、大きな課題だというふうに思っています。

そこで、まず、コロナ関連になりますけれども、JR二島、北海道と四国、この二つは、それだけでなく赤字なわけですから、この赤字は新型コロナウイルスによって更に大きなダメージを受けていると思うんです。これらについて、国交省、あるいは大臣にお伺いしたいんですね。大臣に、どのような現状だと捉えており、それに対する対策をどう考えておられるのか、そのことをまずお聞きしたいと思っています。

○赤羽国務大臣 JR北海道またJR四国におきましても、平素から大変厳しい経営状況にありながら、こうした新型コロナウイルス感染症という大変厳しい状況の中でも公共交通機関の使命を果たしていただいているということで大変感謝をしておるところでございますが、当然、需要が大変低迷をしている中で経営的には厳しい状況、結果となっておりまして、JR北海道は、グループ全体で、令和元年度の決算におきましては六十二億円の減収、JR四国においては、同令和元年度の決算において、グループ全体で二十億円の減収という大変厳しい数字だということを承知をしておるところでございます。

両社の鉄道の運行に影響を及ぼすことがないように、必要な支援策に関する情報の提供ですとか

各種相談等々の対応をさせていただいているところでございます。

日本政策投資銀行の危機対応融資、また、当然、雇用調整助成金等々、これらの支援策の活用に向け今調整を進めているところでございます。

また、鉄道・運輸機構から、さまざまな支援に關しまして、この四月より、両社からの要請に応じまして、資金需要のタイミングに即して支払いを早期に行ったところでございまして、引き続き、この両社の状況をしっかりと見きわめながら、新たな日常という環境変化に適切にまた持続的に対応していただけるように、こっちもしっかりと取組方を進めていきたいと考えております。

○荒井委員 JR北海道それからJR四国、残った二つの赤字の旧国鉄の会社でありますので、ぜひそれが存続できるように万全の対策を講じてほしいと思うんですけれども。

きょう、新聞の資料を幾つか用意しましたけれども、その一番上が松田さんの今までやってきたことの経歴。

ここで注目されるのは、北海道総局に左遷されるんですね。旧国鉄の中で民営化に取り組んでいた、最も強烈な主張をされていたのが松田さんで、当時の国鉄幹部から松田さんは北海道総局に左遷されます。全く今までのようなポストを新しくくって、部下のいないそういうポストで動かされる。しかし、八カ月中で中曽根さんに呼び戻されます。国鉄民営化という大事業を実施するには松田さんが必要だということで、松田さんは呼び戻されます。

北海道には八カ月しかいなかったんですけれども、この八カ月の間に、今のJR北海道のさまざまな改革の機運あるいは新しいプロジェクト、そういうものをつくり上げています。

例えば、JR九州の唐池さんという、JR九州を民営化された一番の立て役者ですけれども、その方が「ななつ星」という観光列車をつくりました。この観光列車をつくるに当たって、松田さんが企画した北海道の観光列車、ニセコエクスプレ

スとかフラノエクスプレスとかというのを企画したんですけれども、それをモデルにしているんです。そのほかにもいろいろなことを、この八カ月の間に企画していました。

こういう方が最後まで心の中に残っていたのが、東日本JRの社長になられ、それをやめ、そして悠々自適の立場にありながら、北海道JRのことは何とかしなければという気持ちを非常に強く持っておられました。

私は、超党派の勉強会、JR北海道問題を中心とする勉強会をやりました。この中には参議院議員の佐藤信秋さんにも入ってもらってさまざまな議論をしたんですけれども、そのときに松田さんが言った言葉が非常に今でも耳に残っているんですけれども、二ページ目に松田さんの基本的な考え方というのがここで述べられているんですけれども、それ以上に心に残っていることは、JR北海道問題というのは自分たち鉄道マンが本来解決をしなければならぬ問題だ、それを鉄道に関係のない荒井君たちに迷惑をかけるというのは心ない、そう言われましたので、私は、いや、その勉強会で松田さんの知恵をかりたいんですよと言いましたら、松田さんはこう言いました。やるに当たっては条件が一つある、自分が知恵を出すのに条件があると。それは何ですかと聞いたら、今度、JR北海道が廃線にしようとしている、あるいは赤字路線でどうにもならないそういう路線が、十三路線だったかな、十三区間ある、それに全部乗ってみるといことを言われました。そうか、鉄道というのはそういうものか、そう思っています、私は約一年半ぐらいかけてこの十三区間全部乗りました。

地域でどのぐらいこの鉄道が愛されているのか、その鉄道が使われているのか、そういうことも含めてこの区間の実態を見ることになりました。なるほど、鉄道マンというのはこういうことなんだな、単に東京でいろいろ議論しているのとは違うんだ、そういうことをつくづく感じて、それ以降、鉄道局の幹部には、この十三路線をとにかく回ってみてくれということをお願いしたら、少しづつ時間をかけて回っておられるようですけれども、私はこの姿勢が一番大事だと思うんです。

北海道のJRの最大の課題は何かという、地域の市町村から愛されていないんですよ。地域の経済界から愛されていないんですよ。どうしてなんだらうと。それはやはり、今までの経営の仕方に大きな課題があったんだらうというふうに思っています。

民営化、三十年たつたわけですけれども、このJR北海道とJR四国のこの二つが抜本改革できないその大きな原因というのは大臣はどうお考えなんですか。

○赤羽国務大臣 JR北海道のこれまでの歴史と現況について、荒井先生、かねてより、御地元というところもあるでしょうし、大変な御関心を持たれ、さまざまな研究をされているということは、これまでの議事録も読ませていただきましたので、よく私なりに理解をさせていただいているところでございます。

その荒井先生に対して私がこうだあだというようなことを申し上げる立場ではありませんが、大臣としての答弁というところとあれかもしれませんが、私、個人的な話としてお許しをいただけるならば、大臣職になる相当前の若いころから、国鉄の分割・民営化というのは大変成功した民営化の事例だというふうに思っておりますが、なぜ本州三社と三島社、三島の、北海道、四国、別々にこういうふうな分割をしたのかということとは非常に、当然、北海道と九州というのはこういう状況になる、大変厳しい想定になるんだらうなということとは予見されていなかったのかというところは非常に疑問に思っております。当時の、こういうプロセスでというのは、よく私はわかっていただけないんですが、

そうした中で、時の三十年間の現実の中で、日本全国が人口減少、少子高齢化、やはり鉄道の利用者がすごく少なくなっている。他方で、高速道

路のミッシングリンク等々を解消して、高速道路網が充実をしていくということで、大変厳しい、鉄道事業者は全国的に総じて厳しい状況にあるというふうに思っております。

中でも、やはり北海道は、大変広大な地域でもありますし、やはり札幌と肩を並べるぐらいの都市が何個かあれば、九州なんかは福岡だけに限らず何十万都市というのが幾つかあって、そこを結びたいという意味では、鉄道事業としてチャンスが会があった、そういう客観的な状況の中で、JR北海道、大変苦勞されているというふうに承知をしているところでございます。

もう先生よく御承知ですから、国はこれまでのプロセスの中でできる限りのことをしてきたわけでありまして、今でも、令和二年度末に切れる現行法の今後の支援もどうするかというのは前向きに考えていかなければいけないと思いますが、私は、地域の鉄道であるわけですから、北海道始め道内の市町村とやはりJR北海道が一体となつて支えていくという姿勢がなければ、なかなかまず、いろいろな試みもサステナブルではないのではないかとこのように思います。

加えて、今、承知しているのは、二〇三〇年までの長期ビジョンというのをJR北海道は掲げられているはずで、札幌までの新幹線ですとか札幌の都市圏の確立ですとか空港アクセス、こういった三本柱のことをしっかりと実現するという希望を持って、そこまで十年間、どう支援をしていくのかということをやはり前向きに捉えていかねばいけないと思っております。

私も、国土交通省という所掌のすごく広い役所の責任者という立場で、大変難しい問題だと思ふのが、このJR北海道、四国の今後ということだと。率直に申し上げて、大変難しい課題でありますけれども、大変重要な、公共交通機関の柱でもありますから、しっかりと、御指導いただきながら、逃げずに、私なりに全力を尽くしていきたいと考えております。

○荒井委員 前向きな御答弁をいただいて、ありがとうございます。

がとうございます。

ところで、鉄道局長と少し議論したいんですけども、北海道JRというのは約三百億円の赤字が毎年出る構造になっています。この三百億円というのは、端的に言うと、新幹線、新幹線が百億円の赤字が出ています。乗車率二割ですから、二〇％です。今、今はもっと少ないですね、それで運行しているわけですから、百億円出ています。それからJR貨物。この貨物を運行する、そのための保険ですとかさまざまな、あるいは、本来ですと旅客を運ばせればそれは旅客の収入になるところを、貨物を通して、貨物に占有されている、そういう貨物関連で約百億円出ています。そして、今、廃線にしようとする八路線というか十区間で、そこで更新ですとかそういう経費で百億円毎年出てくる、そういう構造になっているんです。三百億円の赤字なんですね。

この三百億円というのは、しかし、もともと、経営安定基金六千八百億円が当初の計画どおり七％で運用できれば、ちょうど三百億円が出て、プラスになったんです。したがって、この三百億円に相当する部分をどう解消するのかということ、JR北海道の経営上の大きな課題だと思ふます。

したがって、私は、貨物は、アボイダブルコスト方式というのは、これは赤字のJR北海道やJR四国にとっては過大な負担です、この方式を改めるべきではないかと。

それから、新幹線は、札幌延伸まで、二〇三〇年までとめたいんじゃないか、運休したらいいんじゃないか。そして、その間、今新幹線として持っている資産を売却する。民間業者ならば、遊休資産はどう利用するのかということを一番先に考えますよ。そのときに、この北海道新幹線は遊休資産に匹敵するんじゃないか。それができれば、そこで約百億円ぐらい。

そして、青函トンネルの問題です。これは、松田さんも話をしていますけれども、新幹線のため

につくったトンネルですよ、あれは。それを、百四十キロ、百六十キロでしか運行できないというのは、これはまさしく宝の持ち腐れですよ。ほかの代替の運行方式を考えるべきだというふうに思っています。

これらについて、鉄道局長、どうお考えですか。

また、経営安定基金につきまして、当初の利回りだったら三百億ぐらい出たんじゃないのか、赤字を補填することができたんじゃないかということも御指摘をいただきました。

水嶋(智)政府参考人 お答えを申し上げます。荒井委員の方からさまざまな御指摘を頂戴いたしました。

これも委員御承知だと思いますけれども、経営安定基金、さまざまなて入れを行ってきております。もともとは、経営安定基金の運用益、JR北海道が自主運用するというところで、あとは経営の責任でやってくださいということでございます。たけれども、そうはいいながら、国の方といたしましてさまざまな経営安定基金の積み増しなどを行ってきておりまして、令和元年度の実績では二百八十九億円の運用益をこの経営安定基金の方からは上げることができておることでございます。まして、損失を補う上で重要な役割を果たしているというふうに思っております。

まず、アボイダブルコストについてでございますが、これはちよつと専門用語でございます。荒井委員がJR旅客会社に支払う線路使用料でございますけれども、これは、国鉄改革の際に、JR貨物の収益性を確保するために、鉄道貨物輸送のサービスを維持しなきゃいけないということで、貨物輸送によつて傷んだレールや枕木などの修繕費だけ、いわゆるアボイダブルコストだけ貨物会社が旅客会社に払うというルールにしたわけでございます。このルールに従いまして、JR貨物とJR旅客会社六社との間で、線路の使用に関する協定が締結されたということでございます。

また、新幹線をとめたいんじゃないかという御指摘をいただきました。一つには、コロナウイルスで利用者が更に減っている中で、もう新幹線をとめてしまえばいいんじゃないかという御議論があるかと思ふます。

国鉄改革のときに、このような線路使用料のあり方を前提として、JR各社の経営が成り立つように、JR北海道などに対しては、経営安定基金を設置して、長期債務の承継も免除するなど、全体でそういう制度設計をしたということでございます。

まず、事実としては、JR北海道は、五月二日から臨時列車を全て運休するということをしております。五月二十八日からは定期列車についても全体の二割を減便しているところでございます。

JR貨物がJR北海道に支払う線路使用料の扱いについては、このような経緯を踏まえて、十分に検討していくことが必要だろうというふうに思っております。

ただ、新幹線や北海道新幹線をとめるということになってしまいますと、一つには、鉄道につきましては、私も政府の基本的対処方針の中でも、社会の安定の維持の観点から事業を継続すべき分野であるというふうに分類をされておりました。特に北海道新幹線につきましては、今、青函トンネル、貨物を除けば在来線を廃止しておりますので、本州と北海道を結ぶ幹線交通鉄道としては極めて重要な役割を果たしているということだと思ふますし、また、緊急事態宣言が全国的に解除されました。この方針で、都道府県をまたぐ移動自粛についてもこれから段階的に緩和がされて

なお、平成三十年七月に経営改善に向けた取組を進めていたようにJR北海道に監督命令を出させていたように、令和元年度から二年間で四百十六億の支援を出しました。この中には、貨物の列車、走行線区の修繕費などに対するJR北海道に対する支援も盛り込んでおることでございます。

また、経営安定基金につきまして、当初の利回りだったら三百億ぐらい出たんじゃないのか、赤字を補填することができたんじゃないかということも御指摘をいただきました。

いくということだと思えますので、今後、広域の移動が徐々に本格化してくるんだろう。これは北海道の地域経済にとっても、観光客、ビジネス客に来ていただくということは非常に大きい問題なんだろうと思います。

また、鉄道事業者のコストでございますけれども、固定費中心のコスト構造になっておりますので、新幹線を運休したからといって直ちに大幅のコストが縮減されるような効果は見込まれにくいということなんだろうというふうに思っております。こういった点を考える必要があると思えます。

○荒井委員 後でまたゆっくり議論しよう。時間がなくなつたので、最後に大臣に。

北海道開発予算という独自の予算を北海道開発局、北海道局が持っています。しかし、これは特定の事業にしか使えない、つまり、道路、河川云々かんぬんでですね、そこにしか使えないという仕組みになっています。しかし、そこを乗り越えていくのが、せっかく旧運輸省と旧建設省とが合併したわけですから、合体したわけですから、もつと北海道開発予算を自由に使えるような、そういう仕組みにしようか。

例えば、去年、おとしとウポポイの建設費用を北海道開発予算の中にのつけました。ことは北海道開発予算の中からこのウポポイ関係は減りますから、黙っていけば北海道開発予算のシェアは下がると思えます。そうすると、新しい事業をそこにのせていくということが、私は予算屋をやつていましたから、予算の概念からいけば、そういうことを考えるのがすぐれた行政官ですよ。そこで、鉄道局に北海道開発予算の何々をのせるみたいな話というのは難しいでしょうから、これは北海道局が率先して、本来、道庁と一緒になつてこの種の予算の枠組みをつくるべきだと思います。

特に、最後のページに、今後二十年間の維持困難な路線の大規模修理という表をつけておきました、これは北海道J-Rがつくった表ですけれど

も。この表の中に、修繕・更新費と車両更新費の二つに分かれていますけれども、二十年間で修繕・更新費というのはわずかに百六十七億です。二十年で割ると年間十億にも満たないですね。このぐらいの予算を北海道開発予算の中に入れていく、新しい項目をつくる、交通インフラという形でつくり上げていくという制度改正を私はしたいんじゃないかと思えます。

北海道開発予算に手をつけると、必ず道路局だとか農水省だとかあるいは河川局だとかが反対いたします、シェアが下がるからと。シェアが下がるというのは、自分のところの予算をとられる、そういう思いなんではないけれども、そうではなくて、上乗せすればいいじゃないですか、その分必要な予算を。そういう考え方というか、そういう方式をぜひ考えるべきだというふうに私は思っています。

そして、北海道J-Rにとっては、まだまだビジネスのチャンスがあるものが幾つかあります。例えば千歳のホームの更新、あるいは民営化された飛行場との間のアクセス、旭川だとかあるいは女満別なんかはすぐそばまで鉄道が来ているんですよ。そういうようなことを、場合によってはこの北海道開発予算の中で執行していくという、そういう仕組みを考えるべきだと思います。

最後に、大臣、ここについてどう思えますか。○赤羽国務大臣 現状の北海道開発予算は、北海道総合開発計画を効果的に推進するための公共事業ということ、それはよく御承知だと思っております。ですから、今このままにわかに、はいわかりましたと言うわけにはいきませんが、北海道開発予算の活用に関しまして、過去には、例えば空港敷地内のトンネル部分の整備において活用した事例もございます。

ですから、そうしたことも含め、結局は北海道の全般にとつてどう責任を持っていこうかということに尽きると思っていますので、知恵を出していきたいと思っております。加えて、やはり、先ほども申し上げ損な

いましたけれども、北海道というのは他と比べて非常に不利な客観的な状況もございますが、逆に言うと、観光資源という意味では非常にすぐれたところもありますし、なぜ「ななつ星」が九州で先んじて行われたのかというのは、私は個人的にすごく残念に思っております。

きのうたまたまNHKで北海道特集という番組が一時あつて、星野リゾートの社長なんかも随分腰を据えて、スノーリゾートというように、相当地可能性があるということも言われておりますので、やはりそうした、地元とJ-Rもそこに一緒に参画をしながら、やはり観光地というのは、今相当傷んでいますけれども、復活するときの最大ののろしはやはり北海道最大の拠点だと思えますし、ウポポイも、再延期させていただいておりますが、この六月九日から内覧会も始めて、速やかに正式な開業もしたいと思えますし、そのときは国も全力で支援をする。

その中に、やはりJ-R北海道という、アクセスという意味で大変重要なところを担っていた、ということも踏まえて、前向きに、新しい人がJ-R北海道に勇んで入社して、この北海道のために頑張ろうとする人材を育成するんだというぐらいの腹を決めて取り組むということがやはり必要だと思えますので、そうしたことを自分の決意として申し上げておきたいと思えます。

○荒井委員 大変ありがとうございます。

きょう時間がなくて議論できなかったんですけども、参考資料の中に毎日新聞の玉置さんの論説、日本の国鉄の民営化というのはイギリスを倣っているんだけれども、極めて成功した例だということを玉置さんが書かれています。それから、その次のページは、星野リゾートの星野さんが、このコロナの状況は四、五年ぐらいもとに戻るかにかかるといふ、その間、国内の需要を掘掘していくんだ、国内の観光産業というのをしっかりつくり上げていくんだということを強調されています。私もそうだと思います。

そういうことを含めまして、きょうは少し時間

が足りなくて十分な議論ができなかったんですけども、大臣に頑張ってもらいたいということをお願いをいたしまして、議論を終えたいと思えます。ありがとうございます。

○土井委員長 次に、井上英孝君。

○井上(英)委員 日本維新の会の井上です。

一般質疑ということで質疑をさせていただきます。御法川副大臣にもお越しをいただいております。ありがとうございます。さらには、田端長官、ありがとうございます。外務省の長岡審議官、ありがとうございます。田端さんにはいつも聞きたい聞きたいと思ひながら、いつも答弁を聞くことなく帰っていただくというようなことも続いていましたので、きょうはたつぷり聞かせていただこうと思っております。

まずは、でも、参議院の本会議というのが今並行してやっています、大臣が私の質疑時間中に恐らく抜けられるということなので、大臣に聞いて、大臣には早々に抜けていただいで結構です。で、時間はもうお任せしますので、私の質疑中に抜けていただいで結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

新型コロナウイルスの世界的な拡大により、直接的に極めて深刻な状況をこうむっている分野の一つがやはり観光分野ではないかというふうに思ひます。

水際対策の強化により、感染症危険情報でレベル2及び3の国、地域から来訪する外国人の入国というものは拒否をされ、事実上、訪日外国人旅行者による観光は全面的に閉ざされているという状況です。

実際、私の地元の関空、三月の関空は、先日、航空業界のときにも話をしましたけれども、前年同月比でマイナス九五・一％となっています。コロナの感染拡大の直近で見ても約九〇％ほど下がっているという航空業界の状況です。二カ月連続でマイナスとなっています。二月、三月のインバウンド需要の損失合計というのは一千四百二十

四億円というふうに見込まれています。この四月も、先々月の四月も、三月と同程度の減少幅で続けば、四月―六月期の損失合計というのは二千五百十九億、約二千五百二十億に増加する見込みだという非常に深刻な見込みであります。

関空で訪日外国人客数の動態というのを、リーマン・ショック期、東日本大震災期、そして今回のコロナの時期と三つの時期で比較すると、九五％の水準が最低三カ月続いて、以降徐々に回復するパターンが想定される、完全な回復には一年以上かかるんじゃないかという民間の研究所の数字も出ています。

また、五月二十日に観光庁が発表した四月の訪日外国人客数は、前年同月より九九・九％減ということで、たったの二千九百人だけ。お聞きすると、日本に留学されているとか日本で働いておられるといったような、日本に住居、居を保持しているような方が出入りをされている、観光客というふうな感じではないというふうにお聞きをしました。下げ幅は三月の九三％より更に拡大して、今の調査方法となった一九六四年一月以来最大を更新したというふうにお聞きをしています。感染拡大を受け、二月から入国制限の対象を広げたためと思われますが、事実上、国境をまたぐ観光というのはいくつか状況になっていると思います。

ここで、大臣にお聞きしたいと思います。

きのうの夕方ではネットニュース、それからきょうのNHKニュースでも、新型コロナウイルス感染症の影響で解雇や雇いどめに遭った人は全国でこれまでに一万六千人余りという報道がありました。業種別では、宿泊業が最も多く三千七百二人、次いで、観光バスやタクシー運転手といった道路旅客運送業の従事者の方が二千二百八十七名、製造業が二千二百六十九名、そして飲食業が二千二百二十二名となっていますので、必然的にこの観光分野の影響というのは大きいんですけれども、大臣、そういった今の状況を踏まえて、今後、ゴー・トゥー・トラベル・キャンペーンを

めて、私はしっかりと大臣の指導力を發揮していただいて、何とかV字回復できるようにしていくべきだと思っていますけれども、大臣の思いをお聞かせいただけたらと思います。

○赤羽国務大臣 今の御指摘のとおり、観光関連事業全体、大変厳しい状況を受けております。

実質的には入国禁止的な、これは感染拡大防止の国策ですからやむを得ないと思いますが、その中で、例えば中国からの訪日旅行者を専門にやっていたホテル等々で大変厳しい、廃業、倒産に追い込まれたところも残念ながらございますし、そもそもこの観光関連というのは中小企業の事業者が大変多いので、そういう厳しい状況が続いているということでございます。国交省の調査でも、四月から六月の予約分では、九割以上が減少となっているという状況でございます。

こうした中で、これまでも何度も繰り返しまいりました、国交省としては、その中でも事業の継続を何とかサポートしなければいけないということで、無利子無担保融資ですとか、雇用調整助成金もできるだけ多くの事業者を活用していただきたいということと要件緩和、簡単な申請ができるというふうなところもございまして、加えて、公租公課の猶予とか、旅館というかホテルはテレビも多いですから、NHKの受信料の免除といったことも実現をさせていただいているところでございます。

しかしながら、これが長期化すると大変な状況ですので、今は速やかにゴー・トゥー・トラベルの、大変大きな予算をいただいておりますので、速やかに発動して、予約の状況でなるべく資金が観光関連業界に流入できるように、裨益できるようにということを考えていたり、また、それまでどうしても物理的に準備の期間がかかりますので、先ほどお話が出ておりましたが、それぞれ地方自治体で独自に地方創生臨時交付金を活用されて旅行クーポンの応援等々をやっていたいただいておりますので、それを、全国の地方運輸局が、それ

ぞれの地方自治体に対して、三兆円積みまっておりますので、これを十分活用して何とか、観光関連というのはイコール地方経済そのものでもありまますので、ぜひ活用してくださいということを今働きかけをしているところでございますので、大変厳しい状況でありますけれども、日本の地方創生の切り札の産業だというふうにつけていきたいと思います。取り組んでいきたい、こう決意をしております。

○井上(英)委員 ぜひお願いをしたいと思います。国交省の調査では、この三月三十一日時点で、宿泊予約というのが七〇％以上減少したと回答した施設というのがありましたし、二月は二〇程度だったのが、四月は約七割まで大幅に増加している。大手旅行会社の予約人員は、四月は海外旅行については催行中止ですね、イベント自体を中止、訪日旅行についても取扱見込みなしとか、国内旅行は前年同月比で七八％減の見込みというふうなことになっていました。

先ほど大臣が言われたように、中小旅行業者の予約人員は、三月は前年同月比で七四％減少、四月は七〇％減の大幅な減少の見込みと非常に厳しい環境にありますので、もちろん一次補正も含めて、今度、雇用調整助成金は個人でも申請できるというふうに進化するということにも聞いていますし、給付金や、またそれぞれの融資や、そういったものをやはり活用していただいて、ぜひとも生き残っていただくということを、しっかりと我々も発信をして、サポートしていきたいと思っております。大臣、またよろしく願います。

もう大臣、出たいただいて結構なので。次に、インバウンドの受入れをやはりこれから、もちろん、まだまだ早いんじゃないかと慎重な御意見もあります。ある一方で、やはり経済状況ですね、社会経済状況を活発にするということも非常に大事ですので、緊急事態宣言が全国的に解除されましたが、このような厳しい影響がどの程度続くか、これまでインバウンド需要に関連した事業を行ってきた方々は大変懸念を持って、そ

してまた、国の今後の進め方を注視されていると思います。

現在でも事実上海外から観光客を閉ざした状態ですけれども、一方で、来年にはオリンピック、パラリンピックという国際的なビッグイベントがもう日程も含めて決まっているという状況にあります。無観客といったような形ではなくて、完全な形で開催するというのを小池都知事もおっしゃっていますので、恐らくそれはもう世界じゅうの方々がまたこの東京に来られるということも必然的に想定することになると思いますけれども、今の現状では当然そういう環境にはないというふうにも思います。

きょうは、先ほど言いましたように、外務省から長岡審議官にお越しをいただいておりますけれども、逆に、どういう状況で海外からの、先ほどのレベル2、3を徐々に徐々に段階を下げていって、各国から人を入れられるような環境というのを整える、指針といいますか目安みたいなものがあれば、審議官、お答えいただけたらと思います。

○長岡政府参考人 お答え申し上げます。

海外との人の往來の再開に当たりましては、まず日本での感染拡大の収束、それと同時に、海外の感染状況や主要国の対応といったものをまずはしっかりと見きわめる必要があるというふうと考えております。

その上で、どこまで人の往來を再開できるかにつきましては、相手国における感染状況を含めて、さまざまな情報を総合的に勘案した上で、対象となる国あるいは対象となる人あるいはカテゴリー、そういったものを適切に検討していきたいと考えております。

当然ながら、これは政府内で、さまざまな省庁が関係しますので、政府一体として総合的に判断をしていきたい、そういうふうと考えております。

○井上(英)委員 大臣もそんな踏み込んだことをおっしゃっていないので、審議官がそんなむちゃ

くちや踏み込んだ答弁をされるとは思っていないですけれども。

でも、ぜひ、そういった目安をやはり徐々に徐々に示していく必要はあるのかなと。それがクリアできていなかったらやはりできないし、クリアできているのであるなら、徐々に徐々に解除していきますか開放していくという方法が必要なんじゃないかなというふうにも思いますので、外務省が根幹的な話、そして法務省が入管も含めた手続というのをやることはわかっていますけれども、根幹をやはり決めてもらわないと、今度、観光庁の中で、どうやって、インバウンドがどれくらいの期間で回復するのかなとか、もとに戻るのかなとか、そういうこともなかなか考えにくいのではないかなというふうにも思いますので、ぜひ外務省として、一定の判断を、基準等をなるべく早期にまたお教えいただけたらと思いますので、よろしくをお願いいたします。

じゃ、観光庁で、田端長官にお聞きをしたいと思うんですけども、インバウンドの受入れの再開までは、今答弁もあつたように、多かれ少なかれ、ある程度の長期戦というのを見込まなければならぬと考えています。それまで収入減に苦しむ観光業界を救うためにも、国内で新型コロナウイルスの感染を一刻も早く収束させる、国内観光需要というのをやはり喚起する必要があるというふうに思います。

先ほど、荒井先生の資料で申しわけないんですけども、星野リゾートの代表さんも、やはり国内、一年半ぐらいが勝負で、国内開拓をしないといけないとだめなんじゃないかというようにないともありませんけれども、私も同じような思いがあります。

先月、先月というか、月が明けたばかりなので、四月三十日に観光庁から発表された二〇一九年の旅行・観光消費動向調査というのによれば、二〇一九年の国内旅行消費額というのが約二十二兆円となっています。訪日外国人の旅行消費額というのは、四・八兆円ということで、約五倍、やはり国内旅行の方が消費額が大きいという結果が出ています。

こういうことも踏まえて、この国内の観光市場の活性化に向けた課題認識と取組というのを聞かせいただけたらというふうに思います。

〇田端政府参考人 お答えいたします。
二〇二二年と一九年の比較におきまして、日本人の国内旅行における旅行者数、これはちよつと、昨年は自然の災害の影響もありましたので、これは延べ六億一千万人から五億九千万人に減少していますが、旅行単価の方は三万七千円というふうには上昇し、これに伴いまして、旅行消費額が十九・四兆から二十一・九兆円に増加をしています。

御指摘ありましたように、このように国内旅行は旅行単価が着実に上がっておりまして、インバウンドが目覚ましい成長をしている中でも、依然として観光消費額全体の約八割を占めて、地域の観光産業を支えております。その中で、今、地域の観光産業界は、国内の旅行のキャンセルや旅行控えなどによっても深刻な影響が出ています。

今後は、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる新たなステージが始まったということとを踏まえて、業界団体のガイドラインの実施の徹底など感染症の拡大防止をしつかり図りつつ、基本的対処方針にのっとり段階的な観光振興を図っていくということでございます。また、感染の状況を踏まえながら、準備が整い次第、ゴー・トゥー・トラベルによる国内観光の振興を強力に実施をしていきます。

その際、感染の懸念から中止、延期となったものも含めて地域の観光イベントを磨き上げ、集客力を高めて実施する取組等を進めて、このゴー・トゥー・トラベル事業との相乗効果により、国内観光需要を力強く喚起し、地域経済の再生を実現してまいりたいと考えております。

〇井上(英)委員 ありがとうございます。
ちよつと時間がなくなってきたので、田端長官にあと一っだけ聞きたいんですけども、ゴー・

トゥー・トラベル・キャンペーン、先ほどからいろいろな指摘もありますけれども、一人二泊二万円を上限に旅行商品二分の一相当分のクーポン券を付与するという認識でいいんですかね。

それを、やはり執行時期、これから考えると、夏休み、こころは短くなるとは言われているものの二週間ぐらい夏休みがありますので、やはり夏休みのときにそういう執行が間に合うようにぜひお願いしたいと思うんですけども、もちろん効果の見込みも含めて、お答えをいただけますでしょうか。

〇田端政府参考人 ゴー・トゥー・トラベル事業でございますが、旅行代金の二分の一相当を最大一人一泊当たり二万円のこういう宿泊・日帰り旅行商品の割引と、あと、地域で幅広く使える地域共通クーポンの発行、こういうことで観光需要喚起をしております。

この事業は、旅行会社が旅行商品を販売する場合は、また、直接ホテルや旅館で宿泊商品の販売を行う場合などについて支援の対象としてございまして、実施の時期につきましては、五月二十六日に委託事業者の公募を開始をいたしまして、その上で、全国の自治体あるいは観光産業の皆様への事業内容の丁寧な説明また参加事業者の募集ということなどを行っていくこととしておりまして、事業を開始する前の準備に少なくとも二カ月前後の時間を要すると認識をしております。

具体的な開始時期について、なかなか申し上げることは難しい状況下でございますので、少しでも早く事業の効果が発現できるように、しっかりと準備を進めていきたい、こう思っています。いずれにしても、本事業の効果ですが、本年二月以降キャンセルや旅行控えなどによりまして厳しい状況が続いていることを踏まえまして、この間に失われた旅行需要の回復を目的として必要な額ということで、大変大きな額でございますが、旅行需要の回復ということを目途として予算

を計上してございますので、しっかりと観光需要の喚起をしてまいりたいと考えております。

〇井上(英)委員 ありがとうございます。
ぜひ執行を早めていただこうように、また頑張ってくださいように、よろしくお願いいたします。

いろいろ質疑したかったんですけども、ふつこう割もいろいろありましたけれども、今回は人が集まることに対してちよつと嫌悪感を感じるといふか、まだ抵抗を感じておられる方も、今までは地震等の災害があつてその地域を何とか支えようということでもみんなが集まりやすい環境にあつたのは事実ですけども、今回は人が集まるということに対してちよつとまだ抵抗感を持って慎重な方もおられるということなので、種々のそういった事業も丁寧に説明をしていただいて情報開示いただけたらと思います。

ちよつと時間がなくなつたので、最後、御法川副大臣にお聞きをしたいんですけども、大阪は、QRアプリをやつて、さまざまな経済活動をやっていただくんだけれども、それをちゃんと、経路不明な感染者を生まないためにさまざまな努力をさせていただいています。新たにコロナ追跡システムの導入というのを進めさせていただいて、スマートくいだおれアプリというのをやらせていただく、べたなあれなんですけれども。ぜひ、その辺について、経済活動を徐々に徐々にしていかながら、やはりウイルスと共存していくような環境というのを考えていますけれども、いかがでしょうか。

〇土井委員長 御法川国土交通副大臣、簡潔にお願いをいたします。時間が参っております。

〇御法川副大臣 ただいま御指摘いただきました大阪コロナ追跡システム、これは大阪府において独自に開発導入する、これからの旅行、観光のあり方の一つの事例というふうに承知をしておりますけれども、今後のコロナウイルス感染症対策に当たっては、やはり国と地方自治体あるいは業界全体の連携した取組というのが必要になってくると思いますので、御指摘の取組なども注視をし

ながら、安全、安心な旅行をするためのインフラづくりということを推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○井上(英)委員 ありがとうございます。

○土井委員長 次に、案和生君。

○案委員 自由民主党の案和生でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきまして質問をさせていただきます。

この影響によりまして、今、国土交通関係業界においては甚大な経済的な被害が生じてございます。全国に緊急事態宣言が発令されて、人の移動そして人の集まりというのに対して自粛が要請された結果として、関係の事業者にとっては需要の激減がもたらされたということだと思えます。

また、緊急事態宣言が一部の地域で解除された後においても、不要不急の帰省や旅行等の都道府県をまたいだ移動等を極力控えるよう協力が求められてきたとともに、緊急事態措置が全国で五月二十五日に解除されましたけれども、その後、都道府県をまたいだ移動等は段階的に自粛を緩和していくということが求められている状況にあります。

当面の間は、感染拡大の防止と経済社会活動の維持との両立を段階的に進める等のいわゆる新しい生活様式の実践や、一部首都圏等との間の都道府県をまたいだ移動に慎重なあり方が求められているという状況にありまして、人の移動の従前の水準への復帰、本格的な需要回復に向けての見通しは立ちにくく、国土交通関係業界においては引き続き厳しい状況が続くと予想されています。

より具体的には、例えば、基本的対処方針のイベント開催制限の段階的緩和の目安というものによりまして、屋内で開催されるものについては、移行期間後の八月一日以降も収容率を半程度以内にするというふうにされています。また、外出自粛の段階的緩和の目安というものによりまして、観光については、まず県内を対象にして徐々に進め、六月十九日以降を目途に都道府県をまたぐものも徐々に進めていく等とされているということでございます。

私の地元的那須それから塩原、また板室といった観光地、温泉街、ございますけれども、県外からの来訪者が半数以上でございます。平均的にも六、七割以上、そういった地域でございます。全国どの観光地も県外からの来訪者が過半数を超えている、そういった大きな比重を占めているというふうに考えてございますので、この緊急事態措置が解除された後、いかに県内の観光を促進するということも、単純に考えて、売上げが従前の半分に満たない状況が続くという状況であるというふうに思います。

四月、五月を休業して売上げが全くない中で、融資の返済も行っていかねばいけない、さらには、新しい生活様式に対応した衛生管理等の設備や備品の導入に資金が必要になる、また、施設の運営でも、お客の受入れと施設の改修を同時並行で進めたり、新しい生活様式の観点から稼働率をあえて最大にしない、そういった運営も求められているような状況にもあります。

また、比較的規模の大きいところでは、環境整備、衛生管理の設備を導入するために、営業をあえて六月いっぱいはいはしないというところもありまして、経営の面で厳しさが続き、緊急事態措置が解除されたといっても、以前のように、いつになれば従前の水準に需要が回復するのか、そして、観光需要喚起策、ゴー・トゥー・キャンペーン事業の開始まで体力的にもたないということを強く訴えている事業者も数多くあり、経営継続の危機に直面しているという実情だと思います。

政府においては、第一次補正予算における支援施策によりまして引き続き確実に支援を行っているだけでなくとも、その効果を検証しつつ、さらに、経済社会活動の再開後の現場の状況の推移も注視しながら、第二次補正予算で盛り込まれている支援施策もあわせて、よりの確に、かつ強力

に支援を展開していただければというふうに思っております。

そこで、質問になりますけれども、二点、続けて回答をいただきたいと思います。

まず、現在までの交通関係事業者及び宿泊関係事業者における経済的被害の状況について国土交通省としてどう把握をしているか、そして、それらに対して、第一次補正予算においてこうした経営面での窮状に対して資金繰り支援、持続化給付金、雇用調整助成金等により対応がなされているけれども、これら事業者に対して、現在までのそれら支援施策の活用状況や効果についてどのように認識をしているか、見解を伺いたいと思えます。

○蒲生政府参考人 お答え申し上げます。

国土交通省では、所管する関係業界の事業活動における影響につきまして、俯瞰的に把握する観点から、定期的に調査を行っております。

先月、四月末時点の状況を公表したところでございますが、この結果によりまして、四月七日の緊急事態宣言の発出等も受けまして、三月末と比べまして、各業界において、利用者数や予約数が更に減少し、影響が大きく拡大しております。

具体的には、宿泊業につきましては、約九割の施設で四月以降の予約が前年同月比七割以上の減少。旅行業につきましては、大手旅行会社の四月

の予約人員が前年同月比九割以上の減少、特に海外旅行及び訪日旅行は取扱いがゼロ、また、中小旅行会社の四月の予約人員が前年同月比約八割以上の減少。貸切りバスにつきましては、約九割の事業者で四月の運送収入が前年同月比七割以上の減少。タクシーにつきましては、約六割の事業者で四月の運送収入が前年同月比五割以上の減少。航空につきましては、四月の輸送人員が前年同月比で国際線九七％の減少、国内線八六％の減少となっております。

五月二十五日に緊急事態宣言が解除されたところではありますが、交通・観光関係事業者におきましては、今後とも依然として厳しい状況が続くこ

とが懸念されます。このため、国交省としては、各業界における事業経営等の状況につきまして引き続き丁寧かつ前広に把握して対応してまいります。

また、二つ目の御質問でございますが、支援策の活用状況でございます。

先月発表いたしました調査の結果によりまして、例えば、宿泊業におきましては、資金繰り支援を五五％が活用中で、雇用調整助成金を四七％が活用中。旅行業につきましては、資金繰り支援を四〇％が活用中で、雇用調整助成金を三八％が活用中。貸切りバスにつきましては、資金繰り支援を一六％が活用中で、雇用調整助成金は五五％が活用中。タクシーについては、資金繰り支援を四五％が活用中で、雇用調整助成金を一四％が活用中となっております。

また、こうした支援策の効果等につきまして把握するため、実際に支援を活用している事業者からの聞き取りを行ったところ、資金繰り支援がなければ経営が立ち行かなくなっていた、雇用調整助成金のおかげで五月末に従業員を解雇しないで済んだ、雇用調整助成金の申請を行ったことにより給付前であっても民間融資を受ける際に有利になったなどの一定の評価の御回答もいただいております。

一方で、今の支援だけでは今後資金繰りがショートする可能性がある、雇用調整助成金の拡充期間の延長、給付上限の引上げ、支給日数の拡大等をお願いしたいなどの、さらなる支援策への御意見もいただいているほか、雇用調整助成金の申請をしたが入金されるまでに時間がかかるためそれまでの期間の資金繰りが厳しいなどの運用面での御要望もいただいております。

いずれにいたしましても、国土交通省といたしましては、引き続き事業者の皆様に対し各支援策についての周知、浸透等を図るとともに、関係府省に制度や運用の改善等を直接働きかけるなど、各業界における事業経営等の状況につきまして丹念に把握しつつ、しっかりと対応してまいります。

でございます。

以上でございます。

○築委員 ありがとうございます。

今、四月末の時点の報告をいただきましたけれども、また五月末で数字も出てくると思いますので、しっかり現場の状況を引き続き注視をしていただいて、的確に支援を継続していただきたいというふうに思います。

先ほども申しましたが、全国の緊急事態措置が解除されたといっても、引き続き政府としてもさまざまな形で、段階的な緩和というものを求めているわけですから、即時に需要が従前の水準に戻るわけではないので、見直しは極めて厳しいものが現場ではあると思います、そういったことも酌み取って、継続的な支援を行っていただきたいと思ひます。

国土交通関係事業者者に特化してちよつとお答えをいただきたいんですけれども、特に、公共的な輸送手段を担う事業者にとっては、緊急事態宣言下の輸送需要の大幅な減少局面においてもサービスを維持してきたという状況があります。引き続き地域において生活や経済活動を支えるインフラとして事業を継続していただけるように、国として万全な支援を講じる必要があるというふうに思ひます。

これまでの財務状況等の悪化に加えて、新しい生活様式が求められる中で、早期の本格的な需要回復が見込めず、さらには、この新しい生活様式に対応した感染症対策等に係る投資等も必要とされ、今後も厳しい経営状況が続くと考えられますので、この第一次補正予算、第二次補正予算案に盛り込まれた支援施策も含めて、国土交通省として、交通関係事業者者に対してどのような支援を今後展開していくのか、お答えをいただければと思ひます。

○瓦林政府参考人 お答え申し上げます。

公共交通につきましても、委員御指摘のとおり、緊急事態宣言下にありましても必要な機能を維持することが求められた一方で、外出自粛等に

よる輸送需要の大幅減少によりまして厳しい経営環境に置かれてございます。

国土交通省におきましては、公共交通サービスが引き続き社会の重要インフラとして機能を発揮していくことが何よりも必要であるというふうに考えております。

このため、日本政策金融公庫等の無利子無担保での融資制度や持続化給付金を始めとした政府の各種支援策を各事業者者に最大限活用していただくための働きかけや調整に省を挙げて取り組んでいるところでございます。

特に、一次補正で一兆円が計上されまして、今般二兆円増額されて第二次補正予算案に盛り込まれております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、地方公共団体向けの活用事例集の中で公共交通応援事業などの具体的な活用方法を示しております、このような手法による地方公共団体から交通事業者への支援が円滑かつ幅広く行われまうように、地方運輸局等を通じて、都道府県、市町村等への積極的な情報共有や働きかけを進めているところでございます。

これらに加えて、同じく今般の第二次補正予算案におきまして、地域鉄道、地域バス、離島等への航路、航空路を運行する各地域公共交通事業者者を対象といたしまして、十分な感染拡大防止対策のもとでの運行を確保していただくことができるよう、駅、車両等の設備の衛生対策でありますとか、車内等で密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業に要する経費に対する支援として、約百三十八億円を盛り込んだところでございます。

今後とも、これらの支援策を各事業者の実情に合わせて積極的に活用していただけるよう、需要の回復動向やそれによる経営への影響等もきめ細かく把握しながら、各地の公共交通サービスの確保、維持に向け取り組んでまいります。

○築委員 今御説明いただいた二次補正での対応策については期待も大きいところでございます

で、引き続き、しっかりと現場を注視して取組を進めていただきたいと思います。

宿泊、観光関係の事業者者に対しての対策のお話でございますけれども、先ほど申しましたように、なかなか本格需要回復は難しい状況があるのかなというふうに、私も地元の声を聞いていてそのように感じております。

具体的な声を紹介しますと、例えば、二月以降の資金繰りの支援、これは三カ月を念頭に置いて融資を受けていた、ここまで長引く休業や需要の低迷に陥ることは想定していなかったということ、売上げの早期回復が見込めない中、二次、三次の借入れに係る手信も厳しく、苦しい状況にあるという声があります。

また、新しい生活様式に対応して来場者、宿泊者数を抑えて稼働率が下がると、単価を上げなければ売上げは維持できないが、単価を上げることが当然できない、大変厳しくなるだろうと。

それから、緊急事態宣言が全国で解除された後も観光需要が低迷する状況が続けば、現状の支援施策のみでは経営がもたない事業者が突出するだろう、六月中に観光需要の一定の回復が見込めない場合は、経営継続を断念する事業者が出てきてもおかしくない。

それから、最後ですけれども、八月の宿泊予約の状況も例年の四〇％程度で横ばいで現状は推移している、八月になればゴー・トゥーが使えらるう、そういう期待もあるわけですが、今のところはまだ例年比で半分以下の予約状況だということ。

ゴー・トゥーが確実に、今からやりますというふうに見えてくれば、これもまた、予約もふえてくるんではないけれども、宿泊事業者の実感としては、そういった応援の支援施策があつても、非常に、観光する、宿泊をするというマインドがまだ回復していない、旅行者側のマインドも慎重だということ指摘する声もありました。

その上で、今回、このゴー・トゥー・キャンペーン事業というものの間に、引き続き、資

金繰り等を含めて支援を強力に観光関係の事業者には行っていく必要があると考えていますが、新しい生活様式に対応した感染症対策等への支援も含めて、第一次補正、そして第二次補正予算案に盛り込まれた支援策を通じて、観光庁としてどのように支援を展開していくのか、御見解をお願いしたいと思います。

○田端政府参考人 ただいま御指摘いただきました具体的ないろいろな状況を踏まえて、観光産業界、大変今厳しい状況にあるということ私どもも十分認識をしております。

観光庁としましては、事業継続と雇用の維持ということ、これを求める、支援を求める声が大変多いということ、これにつきまして、政府内部の関係各所に働きかけて、持続化給付金の支給、また実質無利子無担保融資制度の制度拡充による資金繰り支援や、また雇用調整助成金の助成率引上げ、NHK受信料の免除など、これまでいろいろな実現をしてきているところでございます。

また、五月二十七日に閣議決定されました令和二年度第二次補正予算案においては、雇用調整助成金の上限額の引上げや、実質無利子無担保融資の融資限度額等の拡充など、さらなる支援策が盛り込まれたところでございます。

観光庁といたしましては、このような支援策が必要とされる事業者の皆様に速やかかつ的確に届けられ活用していただけるよう、引き続き、関係省庁と緊密に連携をして、地方運輸局の窓口等を通じて事業者の皆様へ寄り添ったきめ細かな対応を行ってまいります。

また、委員御指摘の新しい生活様式に対応するための観光関係事業者への支援といたしましては、令和二年度当初予算や令和二年度第一次補正予算等において計上しております予算を活用いたしまして、三密を避けてゆったりと過ごせる客室内の浴室とか滞在スペース、こういう整備をする、また、サーモグラフィなどの導入、ウェーケーションの実施のためのWiFi環境などスペースの整備、また、従業員向けに感染症対策を

実施するための研修、こういうようなものの支援を行ってまいります。

また、自治体が宿泊施設を活用してテレワークとかワーケーションの環境整備を行うという事業者に対して経費の一部を支援する場合、地方創生臨時交付金を充当することも可能と承知しております。

観光庁といたしましては、いろいろな施策を講じながら、また、宿泊施設への専門家派遣事業など、こういうようなサポートも含めて、新しい生活様式のもとの新しいビジネス展開の取組というものをしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○築委員 ありがとうございます。

感染症対策、衛生管理の設備、備品を導入する、そういった行為でございますが、これも、簡単に見えて、なかなかお金もかかるし、また、そこに時間を要して受け入れるお客さんに対して影響を及ぼしたりとか、いろいろな面がございますので、手厚い支援をぜひお願いしたいというふうに考えてございます。

最後の質問になりますが、先ほど答弁の中でも話をしていたいたんですが、感染症対応の地方創生臨時交付金についてでございます。

第一次補正予算の当初配分がなされているところでありまして、そこにおいては、特にやはり重要になると思うのが、地域の産業特性等に関連して影響の度合いや経済的被害の状況というのは異なるものだと思いますので、財政需要もそれに応じたものになっているというふうに思います。

その点と、都道府県と市町村のそれぞれに配分をされているので、対策を講じるに際してはそれらの役割分担、連携というものもしっかりやっていく必要があるというふうに考えています。

例えば、宿泊、観光関係については、ゴー・トゥー・キャンペーンによる支援の開始が想定されていると言われる七月下旬以降までに、同じような施策を実施するに当たっては、地方自治体それぞれが委ねられているという状況、先ほどの質問

でも幾つかありましたけれども、そういう状況にあります。また、国による支援施策が行き届きにくい事業者に対して、地方自治体が独自に支援を行う必要もあると考えています。

例えば、私の地元では、家族経営のペンションというのがありますけれども、法人化していないために持続化給付金の上限額が百万円、お隣にあるペンションは同じような事業規模でやっている、法人化しているので上限が二百万円もらえるという状況、そこで差別化が出てきている。それから、自己所有の物件であるために、家賃支援に係る給付措置に相当するものを受けることもできないということ。それから、家族経営であるがゆえに、従業員が専従者として位置づけられるため、雇用保険の対象になっておらず、雇用調整助成金も受給できないといった状況もあります。

○土井委員長 時間が来ておりますので、おまとめください。

○築委員 わかりました。では、最後、質問をさせていただきます。

国による支援施策と地方自治体による支援施策が、適切な連携や役割分担のもと効果的に機能していく上での内閣府としての見解や取組を伺いたいと思います。それからまた、実際に……

○土井委員長 簡潔にお願いいたします。

○築委員 わかりました。この算定が、非常に、先ほど言ったように影響の度合いに応じていない面もありますので、例えば観光産業の比重が大きい自治体においてはその分を考慮して算定を、そこに手厚く交付されるように、そういった算定にも考慮していただきたい、二次補正においてはそれをお願いしたいんですが、見解を伺いたいと思います。

○土井委員長 内閣府長谷川地方創生推進室次長、簡潔に。時間が来ておりますので、よろしくお願いいたします。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。一次補正、そして今般決定されました二次補正予算においては、国が主体となつてかなり充実し

た対策がとられているところでございますが、委員御指摘の地方創生臨時交付金につきましては、国が主体となった施策では十分カバーし切れないような課題に対して、各自自治体が地域の実情に応じてきめ細かく独自に取り組むことができるように、高い自由度を持つて活用することができるよう組みとして創設されたものでございます。

また、配分についてのお話ございました。まさに今、二次補正の閣議決定をさせていただいて、今いろいろな配分等々について検討させていただいているところでございます。さまざまな御意見をいただいておりますので、制度の詳細につきましまして関係省庁と検討を急いでまいりたいというふうに考えております。

○築委員 終わります。ありがとうございます。

○土井委員長 次に、岡本三成君。

○岡本(三)委員 公明党、岡本三成です。

質問の時間をいただきました、ありがとうございます。

本日は、羽田空港の新飛行経路について質問させていただきます。

本年一月から、この新飛行ルート、試験的に飛行が開始をされて、三月二十九日から本格運用がスタートしております。

もともとのこの目的、国土交通省のプレスリリース等を拝見しておりますと、一つは、首都圏の国際競争力の強化、非常に重要なことだと思います。加えまして、訪日外国人旅行者等の受入れ等のためというところであります。

地域の住民の方からは、さまざまな不安の声、また騒音に対する悩みの声も届いております。ただ一方で、私、これまでの国土交通省の取組というのは非常にきめ細やかで、十分にやれることはやってきたというふうなことだというふうに理解しています。例えば、複数回にわたる地域の住民の方との懇談会、意見交換会、また、飛行する航空会社の安全基準というのは世界最高水準の規制をかけているということでもあります。

国交省がまとめたいただいております「羽田空港のこれから」、この小冊子も大変わかりやすいんですが、実は国交省のホームページに「羽田空港のこれから」というところがありまして、この内容に加えて動画でわかりやすく説明をさせていただいたり、今の風向きでどういう方向で飛んでいるかがよくわかるようなものがあるんですけども、このホームページに行くまでにクリックを何回もしないといけないんですね。本当にすばらしい内容で、住民の方にも見ていただきたいようなことですので、このホームページの身についてもちょっと工夫をいただければと思います。

それを前提といたしまして、飛行が訓練的開始をされて、一月からこれまで、地域の住民の方から苦情の件数、何件寄せられているかということとをまず航空局長に御答弁いただきたいと思

います。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。

苦情の件数でございますけれども、実機飛行確認を実施した日、これは十日間あるんですけども、十日間におきまして、国及び特設のコールセンターに御意見等をいただいた合計件数は、千四百七十七件になります。また、新飛行経路の運用を開始した三月二十九日から五月三十一日時点までの六十四日間におきまして御意見をいただいた件数は、合計で二千五百四十八件となっております。

○岡本(三)委員 事前に事務方の方から伺いましたら、苦情の件数でやはり一番多い件数は騒音だということに伺いました。

事前に、国土交通省、実は地域住民の方との対話の中でも、推計平均値、どれぐらいの音がするかということとを予想して発表していらっしゃいます。

実際にこの新飛行ルートが、実機で飛びました後に、その実測値もはかっているわけですが、それよりも、事前に推計したものと比べて二割ぐらいは実測した音の騒音の方が大きくなっております。

す。

一番大きいところでは、川崎市で最高で八十七・九デシベル。これはどういうことかというのと、八十デシベル以上は、会話、電話が聞き取れない、あえて状況を例えて言うとな建設工事現場と同じだそうであります。

このような非常に大きな騒音の状況、加えまして、この二割程度は推計よりも実測値の方が大きかったわけですが、こういうところに対してどういう対策をとっていらっしゃるかということとを局長に御答弁いただきたいと思っております。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。

平成二十六年に羽田空港の新飛行経路を提案して以降、住民説明会等では騒音影響を軽減してほしいと御意見を多くいただきました。

このような声を受けてまして、着陸地点を海側に移設することによる飛行高度の引上げでありますとか、着陸料体系の見直しによる低騒音機の導入促進、また、降下角の引上げによる飛行高度の引上げなどの騒音対策をお示ししてまいりました。

本年一月から二月にかけて実施をいたしました実機飛行確認につきましては、ただいま委員から御指摘がございましたように、約二割が平均推計値以上という結果になっております。

また、降下角の引上げによる効果といったしましては、継続的に三・四五度で降下した場合の平均値と、三度で降下した場合の平均値を比較いたしますと、継続的に三・四五度で降下した場合、これは高度を引き上げた場合でございますけれども、こちらの方が、二・七デシベルから〇・五デシベルの騒音軽減効果が見られました。

この騒音測定結果は、実機飛行確認中という非常に限られた期間のデータに基づくものでありますので、データを蓄積、分析をして、騒音状態を継続的にモニターするとともに、地元自治体等地域の皆様に丁寧な情報提供をしてまいります。

国土交通省といたしましては、今後とも、これまでにお約束した各種の騒音対策を着実に実施をし、地域の皆様の理解が深まるよう最大限努めて

まいります。

○岡本(三)委員 騒音が大変厳しいような状況の地域にある学校や病院等については、例えば二重サッシにする等の予算的な支援も行っていただけないかということで御準備いただいておりますけれども、今後、申請が始まりましたら速やかに実行をぜひお願いをしたいと思っております。

このような状況、まあ、一番大きいのは、件数としては騒音、そして、一部の方はやはり落下物に対する不安な点なども多くあるわけですが、けれども、この地域住民の方に関して言えば、私たちが想像できないほどの不安、苦悩を皆さんお持ちのような状況であります。

地域住民、とりわけ品川のあたりが最も大きな被害を受けているというふうに認識しておりますけれども、品川区議会では、この新飛行ルートにしまして、過去に二度にわたりました、新ルートの再考や固定化を避ける取組の決議を行っております、国交省にお届けもされております。

局長にもう一点だけ伺いたいんですけれども、品川区以外のところからもこのような住民の方のお声をたくさんいただいている懸念の声が上がっているわけですが、区議会の決議であったり、地域の方々の不安の声であったり、多くが国交省に寄せられているこの状況をどういうふうに受けとめていらっしゃるかということを、いま一度、航空局長に御答弁いただきたいと思っております。

○和田政府参考人 お答えを申し上げます。

新飛行経路につきましては、経路下の住民の方々からは、騒音を御心配する御意見、また落下物を御心配する御意見など、さまざまな御意見をいただいております。一つ一つにつきまして真摯に受けとめております。

○岡本(三)委員 大臣に直接お伺いしたいんですけれども、特に被害が大きいというふうに言われているのが品川区の皆さん、港区の皆さん、目黒区の皆さん、これまで議会としても決議もされておりますし、私どもの公明党のこの地域の地方議員の皆さんも、住民の方の声をしっかりと受け

て、国交省に何回か御提案、提言、要望もさせていただいております。

つい直近では、先週五月二十八日に、品川、目黒、港区の公明党の議員の皆さんに来ていただきまして、大臣に直接緊急の要望をさせていただきまして、私もその場に同席をさせていただきました。

この地域の皆さんも、羽田の国際化のために、御自分たちも我慢できるところは我慢しながら、一緒に羽田の国際化の実現を目指そうというお気持ちは十分にあるんです。その上で、もともと新ルートの目的の一つとなった環境は、今若干変わっているところもあります。ですから、そういうことも総合的に含めて、常に何がよりよいかという内容を国交省に御検討いただきたいというよう内容であります。

この要望書の中には、切実な声として、感染防止のために窓をあけたいんだけど騒音がすごくて換気ができないというような、具体的な、悲痛にも似た声も書かれておりました。

具体的に二つのことが要望されているわけですが、その一つは、羽田の新飛行ルートの再考及び固定化を避ける取組を早急かつ具体的に国交省に検討してほしいという要望でございます。

それぞれの地域の都議の皆さん、区議の皆さん、その後ろにいらっしゃる多くの区民の皆さんの声を受けて、国交省として、前向きに、よりよいものをつくり上げるために御検討いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○赤羽国務大臣 羽田空港の新飛行経路につきましては、よく御承知だと思いますが、これまで長年にわたって、首都圏空港の競争力強化ということで大変議論されてきました。その結果、新飛行経路を採用しないと容量が間に合わないということでお決めたことになった。同時に、これまで千葉県に偏っていた騒音の負担を平準化するべきだ、これは千葉の県下の二十五市町からも大変強い要望がございまして、こうした二つの視点から導入

されたものでございます。

ただ、新しい経路でありますので、私自身も、大臣という責任者になり、騒音の問題また安全性の問題というのはみずから確認するべきだという思いで、一月から二月にかけての実機飛行訓練に乗られた全日空、日本航空のそれぞれのパイロットの方またその責任者の方々と、直接、さまざまな、私が持っている懸念、心配事もお話をさせていただき、今後こうしたいことは不断の継続をしていくということを確認し、また、もう一つは、私自身、言われている新宿落合第二小学校というのは実は私の母校なんですけれども、そこに設置されておりました、そこ天王洲アイルのところ、また、新しくなっています青山また目黒、こうしたところにも実際自分も足を運びながら、現実の騒音の状況というのを私なりに肌身で感じてまいりました。

率直な感想としては、デシベルの騒音の教値と必ずしも体感が違うというのか、私の個人的なあれですけれども、まだ分析はできていませんが、ビルが林立しているところはその反響で結構大きく聞こえるとか、多分、新しい経路のところでは飛行機の大きさにちよつと驚かれるという方もいらっしゃるのかもしれませんが、やはり当然、個人差も相当あるというふうなこともあるなということでございます。

そうした中で、今お話がございましたが、五月二十八日に、品川区、目黒区、港区の公明党の都議の方々、区議の方々から、また地元の皆さんの声を受けてという形で、新経路の固定化回避に向けた御要望をいただいたところでございます。

この御要望をいただきましたので、省内でもさまざまな検討の中で、今、航空機とか航空管制の技術革新も相当進展しておりますので、そうしたことを勘案し、今般、私から航空局長に対しまして、新経路の固定化を回避するための方策を早急に検討するため、有識者及び専門家による検討会を今月中にも立ち上げるよう指示をさせていただいたところでございます。

この検討会におきましては、管制技術の進展や海外空港における事例調査等も踏まえ、考えられる技術的選択肢について多角的な検討を行っていただき、今年度中にさまざまな選択肢のメリット、デメリットを整理していただきたい、こう考えておるところでございます。

こうしたことが、新しい飛行ルートの固定化の回避、また、新たな選択肢を生むことを期待するわけでございますが、いずれにしても、首都圏空港の機能強化というのは、これまでも幅広い関係者の皆様の理解と協力をいただきながら進めてまいりましたし、これからも進めることが必要不可欠でございますので、引き続き、影響を受けられている地元の方々の声には丁寧な耳を傾けつつ、そうした皆様にとってもよりよい結論が得られるように責任を持って取り組んでまいりたい、こう考えております。

○岡本(三)委員 大臣、ありがとうございます。固定化を避けるための取組を検討する有識者会議を早急に立ち上げていただけるという御答弁は本当にありがたいと思います。

思うんです。やはり、地域の方からすると、固定化を避けてほしいというその結果は何よりも重要なんですけれども、そのプロセス、自分たちの声がちゃんと国に届いているんだ、国を信頼できるからこそ、羽田の国際化にも協力ができまじ、日本を前進するために協力をしていこうという気持ちにもなります。

この検討会をしっかりと機能させると同時に、今後も更に地域の皆さんの声を聞いていただきながら、よりよい結果が得られるような運用をしていただきたいということをお願いをいたしまして、質問とさせていただきます。

○土井委員長 次は、高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。きょうは国交省のゴー・トゥー・キャンペーンについて質問したいと思うんですが、その関係で、まず、持続化給付金の再委託問題について経

産省に伺います。

資料の一枚目、昨日の東京新聞の一面であります。「電通 パソナなどに外注」と見出しがあります。持続化給付金を七百六十九億円で業務委託、この事務の委託を請け負ったサービステデザイン推進協議会が、二十億円を残して七百四十九億円、ほぼ丸々だと思えますが、電通に再委託。さらに、パソナ、トランスコスモスに再委託をしている。この二社は、サービステデザイン推進協議会設立にかかわった三社でもあると指摘をされて

います。百万円、二百万円の持続化給付金でようやく一息ついた、その事業者の方がおっしゃっている。でも、まだまだだ、そういう声が多い中で、税金の使い方として妥当なのだろうか、そのことが問われていると思います。

まず、私の手元には持続化給付金の入札公告と仕様書があります。この入札公告を発表したのは四月八日、説明会は四月九日、提案書の提出期限は十三日の十二時、開札は十四日。これでは、入札という形をとりながらも、同社が入札するのは織り込み済みだったのでないか、こう指摘されても仕方がない、こう思いますが、いかがでしょうか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金事務局業務の入札公告は、委員から御指摘ございましたように、令和二年四月七日に閣議決定がされた新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の内容を踏まえ、一刻も早く事業を開始し、事業者に給付金をお届けするため、四月八日に開始するとともに、会計法令に基づき、公告期間を五日間に短縮をいたしました。

その上で、短縮された公告期間でありましても競争性をできるだけ高めるために、九日に説明会を開催するとともに、関心を示した複数の事業者に対して情報提供などを行うこととしたものでございます。

この結果、本件につきましては二者から応札がございまして、一般競争入札の総合評価落札方式

により落札者を決定し、一般社団法人サービステデザイン推進協議会が選定されたものでござい

ます。なお、公告の実施に当たりましては、落札者が正式に契約可能となるのは予算成立後である旨、留保を置いた上で行ってございます。

○高橋(千)委員 一刻も早く届けるためにというのは、それはわかると思うんですね。だけれども、翌日に説明会で、その公告に気がついた方たちがどれだけのいるのだろうか、そして準備が間に合うのだろうかということが当然問われると思うんです。二者参加をしたから競争性があるんだと到底言えるとは思えません。

それで、続けますが、この仕様書には再委託について一切記述がないのはなぜでしょうか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

仕様書とは、国が委託等を行うとする業務の内容を明らかにするものでございます。再委託を行うことは是非等の契約手続を定めるものではございません。

このような契約手続の詳細につきましては、仕様書ではなく、入札公告の際に仕様書とあわせて提示させていただいている契約書によって明らかにしてございます。その中では、再委託の原則禁止等を明記しているところでございます。

○高橋(千)委員 契約書の中に原則禁止と書いてあると。きのうの説明では一切その説明がございませんでした。財務省の通達に沿っているからという説明でありました。

財務省の通達とは平成十八年の八月二十五日付の財務大臣通知だと思っておりますけれども、「公共調達適正化について」では、再委託の適正化を図るための措置として条件を記す、原則禁止とおっしゃったのはまさにそうなんですよね。丸々一括再委託ではだめだということのはつきりしている、それが原則禁止の裏返しであって、一定の条件を書いているわけなんですけれども、「再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。」と

あります。

ここで言う適正な履行を確保する措置はどのようなことになっているのか、それをどこでわかるのか、お願いします。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金の事務局の委託に係る契約書の中では、原則、再委託は禁止をさせていただいてございますけれども、例外といたしまして、経済産業省が承認をした場合には再委託をすることができるということになってございます。

今回の持続化給付金につきましては、サービステデザイン推進協議会から、入札時における提案と契約の際の本事業の履行体制についての説明を受けてございます。その中で、百万社を超える事業者からの申請受け付けやコールセンターなどの業務を再委託するとの方針の説明があり、経済産業省としても十分な履行がそれによって確保できると判断いたしましたので、協議会との契約に至っている次第でございます。

○高橋(千)委員 経産省が承認したのはどこまでですか。電通までですか。資料の②に全部その先の外注先も書いてありますが。

○渡邊政府参考人 基本的には、そのとき提示がございました履行体制図の範囲においてでございます。

○高橋(千)委員 範囲とはどの範囲ですか。意味がわかりません。

○渡邊政府参考人 提案をいただいたときに提出をいただいた履行体制図をちよっと今手元に持っておりますので、具体的にはお答えできかねます。

○高橋(千)委員 では、後日、出していただけたら、委員会に。お願いします、委員長。

○土井委員長 理事会で協議をいたします。

○高橋(千)委員 これは与党のヒアリングに出た資料ですの。

これは、全部再委託じゃないかと言うと、外注だと言うんですよね。外注と委託の違いがどこにあるのか。本来、委託契約を結ぶことを外注とい

うんですね。そんなことで経産省が理屈をつけている。とてもじゃないが、恥ずかしい。本当に、一日一日と待っている事業主に対して申しわけがつかないということを重ねて指摘をしたいと思っています。

五月一日に申し込んだけれども、三週間待つて書類の不備などが指摘された、こういう声がたくさんあります。

書類が要件を調べているか、その審査をする体制は、この図の中で、誰がどこに委託して、どういう程度の体制、つまり何人でやっているんですか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

持続化給付金の審査は、現在、約二千九百人の人員により、交代制で夜間、休日を含めて対応してございます。

これらスタッフにつきましては、サービスデザイン推進協議会から委託を受けた電通が、株式会社電通ライブなど関連業者に業務を外注し、それぞれ必要な人員を確保していると承知してございます。

○高橋(千)委員 微妙な言い方。

二千九百人とおっしゃいましたよね。そうすると、電通ライブからその先もあるかもしれないというところでしょいか。二千九百人、誰でもいいというわけにいきませんよね。当然、指摘をされた人は、経産省から指摘をされたと思ってるんです、重要な書類ですから。ちゃんと答えてください。

○渡邊政府参考人 持続化給付金の審査のスタッフにつきましては、サービスデザイン推進協議会から委託を受けた電通が、申請受け付けから審査まで、総合的な管理運営、サポート業務の管理などを行っています。

この審査、受け付け、審査業務や申請サポート会場業務は、電通から電通ライブ等に外注され、業務の完遂に必要な人員体制を確保していると承知してございます。

なお、審査を行う要員につきましては、その内

容が複雑なものではないことから特に資格を求めているものではないと思いますが、審査業務に付く前に、審査要領等をもとに、しっかりとした研修を行ってございます。

仮に判断に迷うような場合には、受託者の中で補助金執行業務を熟知している者に相談がなされるなど、審査の適正性を確保するよう万全の体制を構築してございます。

なお、審査業務は電通から電通ライブに外注された業務でございすけれども、委託契約に従いまして、国に対して、受託者であるサービス協議会が全ての責任を持つこととなります。その上で、国の職員の指示に従い協力することや、進捗状況の報告を委託先に求めることができる旨も定められており、国としてもしっかりと監督をしてまいります。

○高橋(千)委員 到底監督ができるとは思えないんですよね。さっき、どの範囲を認めたのかさえ答えられていないという状況です。

きょうは、国交委員会ですので、これ以上持続化給付金については聞きませんが、野党が求めている予算の集中審査が必要だということを重ねて指摘したいな、こう思います。

それで、ゴー・トゥー・キャンペーンは、経産省、農水省、国交省一括して、一つの統一事務局に、きょう議論されているように、三千九十五億円を上限として事務費を委ねて、六月八日締切りで、現在公募中でありま。

この三千九十五億円の根拠を一言でお答えください。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

本事業では、委託費として、全体事務局に加えて、各キャンペーンにおいて連携する全国数千社の事業者の方々の事務経費も計上しているところでございます。

具体的には、全体事務局については、全国各地での利用実績報告の確認ですとか、あるいは各種精算業務、そういったものに加えて、事業者や消費者からの各種問合せへの対応、さらには統

一的なキャンペーン広報等の業務を担うことを想定しているところでございます。

これらの業務に必要なシステム構築費、コールセンター運営費、人件費等を計上しているというものでございます。

また、そのほか、各キャンペーンで連携をしていただきます全国の旅行業者、宿泊施設、あるいは商工会、地域の商工会議所、そういったところの方々、それに加えて、各地の食事券の発行業者さん、さらにはオンラインの予約事業者さん、さまざまな方々と連携をさせていただくことにしてございます。このため、これらの連携事業者さんが必要とされるシステム構築費、コールセンター運営、人件費等も計上しているところでござい

○高橋(千)委員 積み上げだということですか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

これらさまざまな必要な内容を委託費として合計し、過去の類似事業を参考に、事業費全体の約二割の三千億円を上限としているというものでございす。これは、現在、企画競争の募集をしているところでございます。具体的には、この企画競争の申請者の方からの提案内容によって内容が決まってくるというふうに考えてござい

○高橋(千)委員 いろいろおっしゃったんだけど、ずっと説明されているのは、これまでやってきたふつと割とかの事業の、大体二割は事務費にかかるよねということを参考にした、積み上げじゃないと説明をされていたんです。やはり、そういうこと一つ一つが非常に問題にされるのは当然だと思うんです。

私、大臣に伺いたいと思うんですが、やはり構図は、今大きな問題になっているように、一本の事務局をつくるということで、持続化給付金と同じような姿になっちゃうわけですね。今起こっている問題をどう見ているのか。ゴー・トゥーでも似たような事態になるのではという懸念があるわけなんです。認識を伺いたいと思います。

○赤羽国務大臣 結論的に言うと、そうした懸念されるようなことが起きないように、責任を持ってやっていくということに尽きるわけでありま

この持続化給付金につきましては、経産省から御説明がありますし、私は所管でもないの

ちよつと答弁を差し控えてさせていただきますが、もうよく御承知のように、ゴー・トゥー・トラベル事業につきましては、単なる旅行・宿泊代金の割引だけではなくて、観光地における土産物店や飲食店、観光施設、交通機関など多くの事業者で利用できる地域共通クーポンの発行も行うなど、

全国津々浦々に本事業の効果を裨益させるといことが特徴でございまして、こうしたことをつかさどるという意味では、大変多岐にわたる、また複雑な業務でございまして、事務局業務を誰かに丸投げをしてできるというものではないというふうに認識をしております。

しかし、いづれにしましても、先ほどから答弁させていたでございすように、この審査につきましては、第三者の有識者が構成する委員会において選定されることとなりますし、その選定プロセスがしっかりとしたものかどうかというのを私が大臣としてチェックをするというのが責任だと思っておりますので、いづれにしましても、結果としてそうした懸念が持たれないように、しっかりとした結論を得て発表をさせていただきます、こう思っております。

○高橋(千)委員 懸念を持たれないようにとおっしゃるのは当然だと思います。大臣はそうおっしゃると思いました。

だけれども、三省でやっておりますから。事務局は、最終的には経産省なんですよ。だから国交省が責任を持ってやれよとみんなが言っているんです。チェックするといつたって、それはできないんですよ。

丸投げができないとおっしゃいました。だから、いろいろなところに、尾ひれはひれがついて、外注だといってやっているわけでしょう。

だったら、もつと身近な、都道府県や商工会議所や観光協会や、そういうところに委ねる方がいいんだと私たちは言っているんです。そこを再考していただきたいと思っています。

資料の三に構図が書いてありますけれども、結局、ホテルだけではなく、土産物屋とか飲食店とか、どこへ行っても地域共通クーポンが使えて初めて効果が上がるわけです。でも、この加盟店をふやさなければ、行ってみたら使えませんかと言われたら困るわけで、どうやってやりますか。

○田端政府参考人 ゴー・トゥー・トラベル事業では、旅行先での土産物店、飲食店などで利用できる地域共通クーポンを旅行者の皆様にお渡しをするということにしていますが、委員御指摘のとおり、この割引旅行で行っていただいても、旅行先で利用するお店が少なければ、この事業の意図する効果が十分に得られません。

この点につきましては、自治体や観光協会などの御協力をいただいて地域の店舗に登録を呼びかけるということとともに、宿泊施設や飲食店などの業界団体にも広く協力を求め、省庁や組織の垣根を越えて、関係者一体となつて取り組んでまいります。また、自治体や観光産業の皆様への丁寧な説明や、また旅行される方への広報など、必要な準備を整えてまいります。

いづれにしましても、しっかりとこういうようなところで隔々まで行き渡るように取り組んでまいります。

○高橋(千)委員 この間、ふっこう割がいろいろやられた中で、胆振東部地震のあった北海道で、二〇一八年十一月の議会でこんな議論がありました。

道内には、旅行会社との契約がなく、制度が適用されない施設もあるものと承知しているところであり、そして、要するにふっこう割が行き渡らないじゃないかという質問をされた方がいた。これは複数いたんですけれども、いづれも自民党の議員さんなんです。

それに対して高橋はるみ道知事は、道内を始め

国内外の三百五十を超える旅行会社を通じて割引をやっているんだけれども、旅行会社との契約がなく、地域の観光協会を通じ、宿泊代金の割引を行う新たな仕組みを週明けにも導入する、つまり、契約できていない、そういうちっちゃなところにも行くように地域で特別にやるんだということをおっしゃっていた。それから、地域偏在の解消に向けて、一定の連泊のツアーの場合は、いわゆる道央地域だけに集中しないで、それは一泊だけにして、ほかの地域にも回る、そういうふうな観光を機構と連携してやっていきたい、ふっこう割を行き届かせるようにしたいというふうに言ったんですね。

やはりこれは地域に任せることで知恵ができるんじゃないか、全国一つの事務局ではなかなか難しい、私は、改めてそのことを学ぶべきではないか、このように指摘をしたいと思っています。

それで、経産省に戻りますが、企画募集要項の中に「キャンペーンに参加する店舗等に過度な対応負担が生じないようにすること。」とあって、「キャンペーンに参加することで店舗等の資金繰りを悪化させないこと」、こう書いているんですね。事務局に対してこれを言っている。つまり、精算払いなものですから、何カ月も時間があくよねというところもあるし、ひよっとして登録するのに手数料がかかるという意味なんでしょうか。どんなことを求めているのか、この文書をつくったんでしょうか。

○島田政府参考人 私どもで想定をしてございますもの、例えば割引なりクーポン、ポイント、こういったもののキャンペーン原資を現場の事業者の方にお支払いする際に遅滞なく支払っていただきたいというふうなことを想定をしているものがございます。

○高橋(千)委員 何か、もう少し考えて書いているのかなと思っただけです。

店舗に負担をさせないように、これに参加することで逆に大変な支出をしなくちゃいけない、あるいは待たなきゃいけないということで店を開

めなきゃいけなくなっちゃったためよと。真つ当な指摘だと思うんですよ。それに対して単に遅滞なく払うようにというのでは担保がとれないな、それでどうやってこの審査をしたのかなということを変更してちょっと疑問に思います。もう少し明らかにしていただきたいな、こういうふうに思います。

それで、東北三大祭りの中止と地域の祭り支援策について四月十五日に私は質問しました。その際、国交大臣としても何らかの観光イベントという形で支援したいということも答弁があったと思うんですね。

国交省として、全国で、いわゆる地域といった切りがないんですが、主要な県を代表する祭りですとか、どのくらい中止が広がっているのか、あるいは影響がどういうふうに出ているのか、そういうことを把握していれば伺いたいと思います。

○田端政府参考人 委員御指摘の東北の三大祭りが中止になりました、それで、それ以外のものにつきましても、例えば、いづれも八月に開催の予定でありました、徳島県の阿波踊り、これは四月二十一日に中止を決定しています。高知県のよさこい祭りも四月の二十七日に、山形県の山形花笠祭り、これは四月二十八日に中止を決めたというふうに承知をしております。

○高橋(千)委員 何か、それしかないみたいな言い方をされると、ちよつとがっかりしちゃいますよね。

四月十五日のときは三大祭りだけを言いましたけれども、東北でいうと、盛岡のさんさ、福島のわらじ祭り、山形の花笠、全て中止です。来週は、北海道のYOSAKOIソーラン、京都芸術の花火大会、これも中止になりました。来月、東京は隅田川の花火大会、大阪の天神祭り、八月は、長岡の花火、高知のよさこい、博多祇園山笠など、私が名前だけでもよく聞くような有名な祭りが全部中止になっております。経済損失ははかり知れないと思います。

五月三十日の青森の陸奥新報によりますと、青森銀行のコンサル会社、あおもり創生パートナーズの試算で、弘前の桜祭りと青森ねぶた祭りの中止による経済的損失が、県内名目GDPの一・二六%に相当する五百七十五億二千万円との推計を公表しました。桜祭りは約二百八十九万人、ねぶた祭りは二百八十五万人、入り込み客の宿泊代、飲食費、交通費などの消費総額は一千十三億三千万円に上ると。これは大体、県民が特別定額給付金を全部受け取ると約一千三百億円になるんですね。そうすると、県民の八割がその給付金の全額を観光に回すくらい、そのくらいの規模であるというふうに言えると思います。

祭りの支援策について改めて大臣に伺います。規模は小さいけれども代替するイベントを行う、そういう検討も各地で始まっています。私は改めて、地域に即した、また、なるべく直接の支援が必要だと思います。自治体や実行団体の知恵も伺って支援するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○赤羽国務大臣 東北三大祭りを始め、大小かわらず地域のさまざまなお祭り、イベント、ほとんど中止になっておりますが、こうした祭りは、経済的な効果のみならず、やはり地方創生、その地域に生きる人たちの生きがいでもあり、さまざまなドラマも展開されているという大変大きな効果があるというふうに評価をしているところでございます。

これは、かねてから御質問もありまして、令和二年度の補正予算に百億円近い予算を計上しておりますので、今後、観光イベントを実施する全国の地方公共団体、観光協会また商工会、さまざまなところに幅広く公募する予定にしておりますので、ぜひ使っていただいで、ちよつと時期はずれるかもしれませんが、感染状況が落ちつき次第、それぞれ地域で地方創生のために御活用いただきたいと思っております。

これは、全国の地方運輸局を通してそれぞれの地方自治体にもしっかりと働きかけていきたい、

こう思っております。

それと、ちよつといいですか、先ほどの一点。ちよつと誤解があるかもしれません、ゴー・トゥー・トラベルの件は、要するに、大手の旅行代理店が全部丸抱えにするということをする、旅館とか、そうしたところと関係のない事業者が裨益されないということが、現場からの指摘もありまして、そうしたことが起きないような仕組みになっておりますので、それは、一つの事務局ができること、そうしたビジネスモデルができないということとはちよつと別の話なので、その点、私たちも正しく広報していきたいと思っておりますから、よろしく願っています。

○高橋(千)委員 誤解していません。

登録もしなくちゃいけない、そしてクーポンをやるところも登録しなくちゃいけない、そうすると、それを一手に、クーポンの手配もちゃんとできて、そして予約もとれる、やはりそういう大手のところには有利性が働かないんじゃないかというのをずっと心配をしていた。そういうことで、なるべく地域に近い人たちに応援をしてもらいたい、こういうふうな指摘をしていたわけで。ふつこう割のときは代理店にその事務局をやらせたところもあったということで、多分そのことをおっしゃっていたんだと思います。

青森の個人タクシーの方が、一日一回しか仕事がなく、千三百円で終わった日もあったと言っています。これまで月三十万くらいの売上げが、四月は七万でした。ねぶたの時期が一番の稼ぎどきであります。新幹線が一回着くと必ず客がとれる、あるいは船も来て、十和田湖にも行くんですね。ですから、その時期は五、六十万の稼ぎがあったんです。

ですから、そういう意味でいろいろな方たちに今影響を与えていて、これからそれが明らかになってくるということもあると思います。そういう意味では、本当に幅広く影響を捉えていただいて、なるべく地元の声に直接応えていく支援をやっていたきたい、このことを重ねて指摘をし

て、終わります。
ありがとうございます。

○土井委員長 次に、内閣提出、参議院送付、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣赤羽一嘉君。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○赤羽国務大臣 ただいま議題となりましたマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

現在、我が国のマンションのストック総数は約六百五十五万戸であり、このうち、築四十年を超えるマンションは約八十一万戸ですが、十年後には約百九十八万戸、二十年後には約三百六十七万戸と、今後急増することが見込まれております。建設後、相当の期間が経過したマンションにおける建物や設備の老朽化等に対応するため、マンションの管理の適正化及び再生の円滑化の推進が喫緊の課題となっております。

このような趣旨から、このたび、この法律案を提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通大臣がマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針を策定することとしております。

第二に、地方公共団体は、マンションの管理の適正化のために、管理組合に対して指導助言及び

勧告を行うことができることとしております。また、マンションの管理の適正化の推進を図るための計画を作成することができることとし、この計画を作成した場合に、管理組合が作成する個々のマンションの管理計画を認定することができることとしております。

第三に、除却の必要性のあるマンションの認定対象を拡充し、現行の耐震性が不足しているものに加えて、外壁の剥落等により危害を生ずるおそれのあるものなどを追加し、マンション敷地売却事業の対象とすることとしております。また、これらに加えて、バリアフリー性能が確保されていないものなどを、建てかえ時の容積率特例の対象となるマンションに追加することとしております。

第四に、複数棟から成り敷地が共有された、いわゆる団地型マンションにおける棟や区画ごとのニーズに応じた再生の円滑化のため、敷地共有者の全員同意によらず、五分の四以上の同意により、敷地の分割を可能とすることとしております。

その他、これらに関連いたしましたので、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○土井委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時八分散会

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案

マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第一条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二章 基本方針及び管理計画の第四章 マンション

目次中「―第五条」を「第二章 マンション管理士」を「第三章 マンション管理士」を「第五章」に、「第三章」を「第五章」に、「第四章」を「第六章」に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み、基本方針の策定、マンション管理適正化推進計画の作成及びマンションの管理計画の認定並びに」に、「を定め」を「及び」に、「登録制度を実施する等」を「登録制度等について定めることにより、」に、「を推進するための措置を講ずること

により」を「の推進を図るとともに」に改める。

第百六条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第百七条第一項第一号中「第十八条第一項」

を「第五条の十三第二項又は第十八条第一項」に改める。

第九十九条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第五号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第十号とし、同条第四号中「第五十六条第三項」の下に「又は第八十八条第一項」を加え、「者」を「とき」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六 第七十三条第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくは同項各号に掲げる事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付したとき、又は同条第三項に規定する方法により提供する場合において、同項に規定する事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をしたとき。

七 第七十三条第二項の規定による記名押印のない書面を同条第一項の規定により交付すべき者に対し交付したとき。

八 第八十条又は第八十七条の規定に違反したとき。

九 第八十六条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第九十九条第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「者で」を「者が」に、「もの」を「とき」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第五条の八、第六十七条又は第八十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十九条に次の一号を加える。

十一 第九十九条第一項の規定による事業計画書若しくは収支予算書若しくは同条第二項の規定による事業報告書若しくは収支決算書の提出をせず、又は虚偽の記載をした

事業計画書、収支予算書、事業報告書若しくは収支決算書を提出したとき。

2 前項第八号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第九十一条を削る。

第九十二条中「第九十九条第三号から第五号まで又は前条第一項（第四号）を」第九十九条第一項（第二号、第三号及び第八号）に改め、同条を第九十一条とし、第九十二条の二を第九十二条とする。

第七章を第九章とする。

第九十四条の次に次の二条を加える。

（町村によるマシオン管理適正化推進行政事務の処理）

第九十四条の二 町村及びその長は、当該町村の区域内において、都道府県及び都道府県知事に代わってマシオン管理適正化推進行政事務（第二章及び第三章の規定に基づく事務であつて都道府県又は都道府県知事が処理することとされているものをいう。以下この条において同じ。）を処理することができる。

2 町村及びその長が前項の規定によりマシオン管理適正化推進行政事務を処理しようとするときは、当該町村の長は、あらかじめ、これを処理することについて、都道府県知事と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議をした町村の長は、マシオン管理適正化推進行政事務の処理を開始する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 町村及びその長が第一項の規定によりマシオン管理適正化推進行政事務を処理する場合におけるマシオン管理適正化推進行政事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

（国土交通省令への委任）

第九十四条の三 この法律に定めるもののほか、

この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六章を第八章とし、第五章を第七章とする。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（センターの都道府県知事又は市町村長による技術的援助への協力）

第九十二条の二 センターは、マシオンの代替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第一百一十六条第二項の規定により都道府県知事又は市町村長から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、同法第一百一十六条第一項、第六十三条第一項又は第二百六条第一項に規定する技術的援助に関し協力するものとする。

第四章を第六章とする。

第四十七条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、同条第九号中「第七号」を「第八号」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第四十七条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十一号において「暴力団員等」という。）

第四十八条第二項中「前条第八号から第十号まで」を「前条第九号、第十号又は第十二号」に改める。

第七十二条第一項中「当該建設工事の完了の日から」を「分譲に通常要すると見込まれる期間その他の管理組合を構成するマシオンの区分所有者等が変動することが見込まれる期間と

して」に、「期間を経過する日までの間」を「期間中」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該説明は、認定管理者等から重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があつたときは、マシオン管理者による当該認定管理者等に対する重要事項を記載した書面の交付をもって、これに代えることができる。

第七十二条に次の一項を加える。

6 マシオン管理業者は、第一項から第三項までの規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合を構成するマシオンの区分所有者等又は当該管理組合の管理者等の承諾を得て、当該管理組合の管理者等が承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずるものとして提供することができる。この場合において、同項の規定は、適用しない。

7 マシオン管理業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該管理組合の管理者等又は当該管理組合を構成するマシオンの区分所有者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて前項の規定による措置に準ずるものとして提供することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

第八十三条第一号中「第九号」を「第十一号」に改める。

第三章を第五章とする。

第十八条第二項中「明治四十年法律第四十五号」を削る。

第三十条第一項第五号中「第三章」を「次

章」に改める。

第三十三條第二項中「から第四十二條まで」を、「第四十一條又は第四十二條」に改める。

第四十一條の十第一項中「第百十二條の二」を「第百十二條」に改める。

第二章を第四章とする。

第二章の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針及びマンション管理適

正化推進計画等

第三條の見出しを「(基本方針)」に改め、同条中「管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針」を「(基本的な方針)」に、「マンション管理適正化指針」を「基本方針」に、「定め、これを公表するものとする」を「定めなければならない」に改め、同条に次の三項を加える。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 マンションの管理の適正化の推進に関する基本的な事項

二 マンションの管理の適正化に関する目標の設定に関する事項

三 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する基本的な指針(以下「マンション管理適正化指針」という。)に関する事項

四 マンションがその建設後相当の期間が経過した場合その他の場合において当該マンションの建替えその他の措置が必要となきにおけるマンションの建替えその他の措置に向けたマンションの区分所有者等の合意形成の促進に関する事項(前号に掲げる事項を除く。)

五 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

六 次条第一項に規定するマンション管理適正化推進計画の策定に関する基本的な事項その他マンションの管理の適正化の推進に関する重要事項

基本方針は、住生活基本法(平成十八年法

律第六十一号)第十五條第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三條の次に次の二條を加える。

(マンション管理適正化推進計画)

第三條の二 都道府県(市の区域内にあつては当該市、町村であつて第百四條の二第一項の規定により同項に規定するマンション管理適正化推進行政事務を処理する町村の区域内にあつては当該町村。以下「都道府県等」という。)は、基本方針に基づき、当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための計画(以下「マンション管理適正化推進計画」という。)を作成することができる。

2 マンション管理適正化推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

二 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために当該都道府県等が講ずる措置に関する事項

三 当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

四 当該都道府県等の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針(以下「都道府県等マンション管理適正化指針」という。)に関する事項

五 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

六 計画期間
七 その他当該都道府県等の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

3 都道府県等は、当該都道府県等の区域内に

において地方住宅供給公社(以下「公社」という。)によるマンション(当該マンションに係る第二条第一号イに掲げる建物の建設後国土交通省令で定める期間を経過したものに限り。次条第一項において同じ。)の修繕その他の管理に関する事業の実施が必要と認められる場合には、前項第三号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を定めることができる。

4 都道府県等は、マンション管理適正化推進計画に公社による前項に規定する事業の実施に関する事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならない。

5 都道府県等は、マンション管理適正化推進計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にあつては関係町村に通知しなければならない。

6 都道府県等は、マンション管理適正化推進計画の作成及び変更並びにマンション管理適正化推進計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、関係地方公共団体、管理組合、マンション管理業者その他の関係者に対し、調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(委託により公社の行うマンションの修繕その他の管理の業務)

第三條の三 前条第三項の規定によりマンション管理適正化推進計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項が定められた場合には、公社は、当該都道府県等の区域内において地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一條に規定する業務のほか、委託により、マンションの修繕その他の管理の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九條第三号中「第二十一條」とあるのは、

「第二十一條に規定する業務及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第三條の三第一項」とする。

第四條及び第五條を次のように改める。

(国及び地方公共団体の責務)

第四條 国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資するため、管理組合又はマンションの区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(管理組合等の努力)

第五條 管理組合は、マンション管理適正化指針(管理組合がマンション管理適正化推進計画が作成されている都道府県等の区域内にある場合にあっては、マンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針。次条において同じ。)の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するように自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 マンションの区分所有者等は、マンションの管理に関し、管理組合の一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならない。

(助言、指導等)

第五條の二 都道府県等は、マンション管理適正化指針に即し、管理組合の管理者等(管理者等が置かれていないときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等。次項において同じ。)に対し、マンションの管理の適正化を図るために必要な助言及び指導をすることができる。

2 都道府県知事(市又は第百四條の二第一項

の規定により同項に規定するマンシヨン管理適正化推進行政事務を処理する町村の区域内にあつては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。は、管理組合の運営がマンシヨン管理適正化指針に照らして著しく不適切であることを把握したときは、当該管理組合の管理者等に対し、マンシヨン管理適正化指針に即したマンシヨンの管理を行うよう勧告することができる。

第三章 管理計画の認定等

(管理計画の認定)

第五条の三 管理組合の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該管理組合によるマンシヨンの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）を作成し、マンシヨン管理適正化推進計画を作成した都道府県等の長（以下「計画作成都道府県知事等」という。）の認定を申請することができる。

2 管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該マンシヨンの修繕その他の管理の方法

二 当該マンシヨンの修繕その他の管理に係る資金計画

三 当該マンシヨンの管理組合の運営の状況

四 その他国土交通省令で定める事項
(認定基準)

第五条の四 計画作成都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る管理計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 マンシヨンの修繕その他の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 資金計画がマンシヨンの修繕その他の管理を確実に遂行するため適切なものであること。

三 管理組合の運営の状況が国土交通省令で

定める基準に適合するものであること。

四 その他マンシヨン管理適正化指針及び都道府県等マンシヨン管理適正化指針に照らして適切なものであること。

(認定の通知)

第五条の五 計画作成都道府県知事等は、前条の認定をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を当該認定を受けた者（以下「認定管理者等」という。）に通知しなければならない。

(認定の更新)

第五条の六 第五条の四の認定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の認定の更新について準用する。

3 第一項の認定の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「認定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、認定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認定を受けた管理計画の変更)

第五条の七 認定管理者等は、第五条の四の認定を受けた管理計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、計画作成都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 第五条の四及び第五条の五の規定は、前項の認定について準用する。

(報告の徴収)

第五条の八 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等（第五条の四の認定を受けた管理計

画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定管理計画」という。）に係るマンシヨン（以下「管理計画認定マンシヨン」という。）に係る管理組合に管理者等が置かれなくなったときは、当該管理組合を構成するマンシヨンの区分所有者等。次条及び第五条の十において同じ。）に対し、管理計画認定マンシヨンの管理の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第五条の九 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が認定管理計画に従つて管理計画認定マンシヨンの管理を行っていないと認めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(管理計画の認定の取消し)

第五条の十 計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第五条の四の認定（第五条の七第一項の変更の認定を含む。以下同じ。）を取り消すことができる。

一 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。

二 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンシヨンの管理を取りやめる旨の申出があつたとき。

三 認定管理者等が不正の手段により第五条の四の認定又は第五条の六第一項の認定の更新を受けたとき。

2 計画作成都道府県知事等は、前項の規定により第五条の四の認定を取り消したときは、速やかに、その旨を当該認定管理者等であつた者に通知しなければならない。

（委託により公社の行う管理計画認定マンシヨンの修繕に関する企画又は実施の調整に関する業務）

第五条の十一 公社は、地方住宅供給公社法第二十一条に規定する業務のほか、委託により、管理計画認定マンシヨンの修繕に関する

企画又は実施の調整に関する業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及びマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の十一第一項」とする。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例）

第五条の十二 管理計画認定マンシヨンの区分所有者が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条に規定する認定計画実施者である場合における同条の規定の適用については、同条中「の承認を受けて」とあるのは「に届け出て」と、同条第一号中「認定計画実施者」とあるのは「認定計画実施者（マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第五条の八に規定する管理計画認定マンシヨンの区分所有者に限る。次号において同じ。）」とする。

(指定認定事務支援法人)

第五条の十三 マンシヨン管理適正化推進計画を作成した都道府県等（第四項において「計画作成都道府県等」という。）は、第五条の四の認定及び第五条の六第一項の認定の更新に関する次に掲げる事務の一部を、法人であつて国土交通省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができることと認められるものとして計画作成都道府県知事等が指定するもの（以下「指定認定事務支援法人」という。）に委託することができる。

一 マンシヨンの修繕その他の管理の方法、マンシヨンの修繕その他の管理に係る資金計画及び管理組合の運営の状況について調査すること。

二 その他国土交通省令で定める事務

2 指定認定事務支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、前項の規定により委託された事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定認定事務支援法人の役員又は職員で、第一項の規定により委託された事務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 計画作成都道府県等は、第一項の規定により事務を委託したときは、国土交通省令で定める。

めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、指定認定事務支援法人に関し必要な事項は、政令で定める。

（マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第二条 マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五条」を「第百五条の二」に、「第四節 区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務（第百十五條）」を「第五節 敷地分割決議等（第百十五條の二）第百十五條の四」に、「第五節 敷地分割決議等（第百十五條の二）第百十五條の四」に、「第六節 罰則（第百七十条―第百七十九條）」を

「第四節 区分所有者等の居住の安定の確保に関する国及び地方公共団体の責務（第百十五條の二）第百十五條の四」に、「第五節 敷地分割決議等（第百十五條の二）第百十五條の四」に、「第六節 罰則（第百七十条―第百七十九條）」を

第五章 敷地分割事業

第一節 敷地分割組合

第一款 通則（第百六十四條―第百六十七條）

第二款 設立等（第百六十八條―第百七十三條）

第三款 管理（第百七十四條―第百八十五條）

第四款 解散（第百八十六條・第百八十七條）

第五款 税法上の特例（第百八十八條）

第二節 敷地権利変換手続等

第一款 敷地権利変換手続

第一目 手続の開始（第百八十九條）

第二目 敷地権利変換計画（第百九十條―第百九十八條）

第三款 敷地権利変換（第百九十九條―第二百七條）

第二款 雑則（第百八條―第百二十二條）

第三節 敷地分割事業の監督等（第百二十三條―第百二十六條）

第六章 雑則（第百二十七條―第百三十二條）

第七章 罰則（第百三十三條―第百三十二條）

第一条中「措置及び」を「措置」に、「について」を「及び敷地分割事業について」に改め、「倒壊」の下に「老朽化したマンシヨンの損壊」を加える。

第二条第一項中第十八号を第二十一号とし、

第十二号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「及び」という。）を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十号の次に次の三号を加え

る。

十一 敷地分割 団地内建物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第六十九條第一項に規定する団地内建物をいい、その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下同じ。）の団地建物所有者（区分所有法第六十五條に規定する団地建物所有者をいう。以下同じ。）の共有に属する当該団地内建物の敷地又はその借地権を分割することをいう。

十二 敷地分割事業 この法律で定めるところに従つて行われる敷地分割に関する事業をいう。

十三 分割実施敷地 敷地分割事業を実施する団地内建物の敷地をいう。

第十四条第二項中「区分所有法第六十九條第一項に規定する」及び「（その全部又は一部がマンションであるものに限る。以下「団地内建物」という。）を削り、「区分所有法第七十条第一項」を「同項」に改める。

第十三条中「（以下）を「若しくは敷地分割（以下）に改める。

第十四条第二項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 敷地分割事業その他の除却する必要がある団地内のマンションに係る敷地分割の円滑な実施に関する事項

第十四条第三項中「全国計画」の下に「及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十一年法律第四十九号）第三條第一項に規定する基本方針」を加える。

第五十七條第二項第一号中「区分所有法第六十五條に規定する」及び「（第九十四條第三項において単に「団地建物所有者」という。）を削る。

第六十四條第二項中「区分所有法第七十条第四項において」を削り、「規定を」の下に「区分所有法第七十条第四項において」を加える。

第七十二条中「この条において」を削り、「区分所有法第六十七條第三項においてこれらの規定を」を「これらの規定を区分所有法第六十七條第三項において」に改める。

第八十四条中「借家権」を「賃借権」に改める。

第九十二条の見出しを「代位による分筆又は合筆の登記の申請」に改め、同条中「土地の分割又は合併の手続をする」を「分筆又は合筆の登記を申請する」に改める。

第一百一条に次の一項を加える。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第九十一条に規定するマンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）に必要な協力を要請することができる。

第一百二條第一項中「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百三十三号）（第二條第一項に規定する耐震診断が行われた）を削り、「をいう」の下に「。第百五条の二において同じ」を加え、同条第二項中「地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるもの」として国土交通大臣が定める基準に適合しない」と認め「を」次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

二 当該申請に係るマンションが火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

三 当該申請に係るマンションが外壁、外装

材その他これらに類する建物の部分（第八八条第六項第二号ハ(1)において「外壁等」という。）が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

四 当該申請に係るマンションが給水、排水その他の配管設備（その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通省令で定めるものに限る。）の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

五 当該申請に係るマンションが高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

第三章第一節中第五十五条の次の一条を加える。

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第五十五条の二 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第九十号）第十一条第一項に規定する業務のほか、第二百二条第一項の認定を申請しようとする者又は要除却認定マンションの管理者等からの委託に基づき、マンションの建替え、マンション敷地売却又は敷地分割を行うために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

第六百六条中「の認定」の下に「（同条第二項第一号から第三号までのいずれかに係るものに限る。以下「特定要除却認定」という。）を加え、「要除却認定マンション」を「特定要除却認定を受けたマンション（以下「特定要除却認定マンション」という。）に改める。

第八八条第一項中「第二百二条第一項の認定」を「特定要除却認定」に、「要除却認定マンション」を「特定要除却認定マンション」に改め、同条第二項第一号中「要除却認定マンション」を「特定要除却認定マンション」に改め、同条第六項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 特定要除却認定マンションが第二百二条第二項第一号に該当する場合 次に掲げる事項

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修（2）において単に「耐震改修」という。）又はマンションの建替えをしない理由

(2) 耐震改修に要する費用の概算額

ロ 特定要除却認定マンションが第二百二条第二項第二号に該当する場合 次に掲げる事項

(1) 火災に対する安全性の向上を目的とした改修又はマンションの建替えをしない理由

(2) (1)の改修に要する費用の概算額

ハ 特定要除却認定マンションが第二百二条第二項第三号に該当する場合 次に掲げる事項

(1) 外壁等の剝離及び落下の防止を目的とした改修又はマンションの建替えをしない理由

(2) (1)の改修に要する費用の概算額

ン（に、「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改め、同条第二項第一号から第三号まで及び第五号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める。

第一百十号各号、第一百十三号、第一百十四条第一項及び第二項並びに第一百十五号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める。

第三章に次の一節を加える。

第五節 敷地分割決議等

（団地建物所有者集会の特例）

第一百十五号の二 特定要除却認定を受けた場合においては、団地内建物を構成する特定要除却認定マンションの敷地（当該特定要除却認定マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者（以下「特定団地建物所有者」という。）は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、団地建物所有者集会（区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第六十五条に規定する団体又は区分所有法第六十五条に規定する団体又は区分所有法第六十六条において読み替えて準用する区分所有法第四十七条第二項に規定する団地管理組合法人に係るものをいう。以下同じ。）を開くことができる。

（団地建物所有者集会の招集の通知に関する特例）

第一百十五号の三 区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第一項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が次条第一項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

（敷地分割決議）

第一百十五号の四 特定要除却認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、

特定団地建物所有者及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該特定団地建物所有者の共有に属する団地内建物の敷地又はその借地権を分割する旨の決議（以下「敷地分割決議」という。）をすることができる。

2 前項の団地建物所有者集会における各特定団地建物所有者の議決権は、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十八条の規定にかかわらず、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十条第一項の規約に別段の定めがある場合であつても、当該団地内建物の敷地又はその借地権の共有持分の割合によるものとする。

3 敷地分割決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地（敷地分割後の特定要除却認定マンション（敷地分割決議に係るものに限る。）の存する敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域及び非除却マンション敷地（敷地分割後の除却マンション敷地以外の敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域

二 敷地分割後の土地又はその借地権の帰属に関する事項

三 敷地分割後の団地共用部分の共有持分の帰属に関する事項

四 敷地分割に要する費用の概算額

五 前号に規定する費用の分担に関する事項

六 団地内の駐車場、集会所その他の生活に必要な共同利用施設の敷地分割後の管理及び使用に関する事項

4 前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、各特定団地建物所有者の衡平を害しないように定めなければならない。

5 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする団地建物所有者集会を招集するときは、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかわらず、当該団地建物所有者集会の

会日より少なくとも二月前に発しなければならない。

6 前項に規定する場合において、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第一項の通知をするときは、前条に規定する議案の要領のほか、次に掲げる事項をも通知しなければならない。

一 特定要除却認定マンシヨンの除却の実施のために敷地分割を必要とする理由
二 敷地分割後の当該特定要除却認定マンシヨンの除却の実施方法
三 マンシヨンの建替え等その他の団地内建物における良好な居住環境を確保するための措置に関する中長期的な計画が定められているときは、当該計画の概要

7 第五項の団地建物所有者者集会の会日より少なくとも一月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について特定団地建物所有者に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

8 区分所有法第三十五条第一項から第四項まで及び第三十六条の規定は、前項の説明会の開催について準用する。この場合において、区分所有法第三十五条第一項中「区分所有者」とあるのは「特定団地建物所有者（マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第十五条の二に規定する特定団地建物所有者をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書中「伸縮する」とあるのは「伸長する」と、同条第二項及び第三項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と、同条第二項中「第四十条」とあるのは「区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第四十条」と、同条第三項及び第四項並びに区分所有法第三十六条中「区分所有者」とあるのは「特定団地建物所有者」と、同項中「建物内」とあるのは「団地内」と読み替えるものとする。

9 敷地分割決議をした団地建物所有者者集会の

議事録には、その決議についての各特定団地建物所有者の賛否をも記載し、又は記録しなければならない。

10 敷地分割決議に賛成した各特定団地建物所有者（その承継人を含む。）は、敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなす。

第二百二十四条第三項中「区分所有法第六十三条第五項」を「同条第五項」に、「第二条第一項第十七号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

2 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、セクターに必要な協力を要請することができる。

第二百七十九条中「又は第二百九条第二項」を「第二百九条第二項又は第二百六十七條第二項」に、「又はマンシヨン敷地売却組合」を「マンシヨン敷地売却組合又は敷地分割組合」に改め、同条第二百三十二條とし、第二百七十八條を第二百三十一條とする。

第二百七十七條中「第二百九条」の下に「及び第二百七十八條」を加え、同条を第二百三十條とする。

第二百七十六條中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、同条第九号中「又は第五百五十八條第二項」を「第二百一十一條第二項」に改め、同条第十号とし、同条第八号中「又は第五百五十八條第一項」を「第五百五十八條第一項又は第二百一十一條第一項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号中「第三百三十八條」の下に「及び第三百八十七條」を加え、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第三百三十八條」の下に「及び第三百八十七條」を加え、同条を同条第七号とし、同条第五号中「又は第三百三十七條第三項」を「第三百三十七條第三項、第三百八十三條第三項又は第三百八十六條第三項」に改め、同条を同条

第六号とし、同条第四号中「及び第三百三十一條第四項」を「第三百三十一條第四項、第三百七十八條及び第三百八十四條第四項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第三百二十六條第三項」の下に「及び第三百七十五條第三項」を加え、同条を同条第四号とし、同条第二号の次の一号を加える。

三 敷地分割組合が敷地分割事業以外の事業を営んだとき。
第二百七十六條を第二百二十九條とし、第二百七十三條から第二百七十五條までを五十三條ずつ繰り下げる。

第二百七十二條第一号中「又は第二百六十條第一項」を「第二百六十條第一項又は第二百十三條第一項」に改め、同条第二号中「又は第二百六十一條第三項」を「第二百六十一條第三項、第二百十三條第二項又は第二百十四條第三項」に改め、同条第三号中「又は第二百六十一條第一項若しくは第二百二項」を「第二百六十一條第一項若しくは第二百二項又は第二百十四條第一項若しくは第二百二項」に改め、同条を第二百二十五條とし、第二百七十一條を第二百二十四條とし、第二百七十七條を第二百二十三條とする。

第六章を第七章とする。
第二百六十九條中「並びに第九十七條第一項」を「第九十七條第一項並びに第七十條第一項（第八十三條第二項において準用する場合を含む。）」に改め、第五章中同条を第二百二十二條とし、第二百六十八條を第二百二十一條とし、第二百六十七條を第二百二十條とし、第二百六十六條を第二百十九條とする。

第二百六十五條第一項第一号中「又は第三十四條第一項」を「第三十四條第一項、第六十八條第一項又は第八十三條第一項」に改め、同項第二号中「」の下に「又は第七十條第三項（第八十三條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「若しくはマンシヨン敷地売却組合」を「マンシヨン敷地売却組合若しくは敷地分割組合」に改め、同条

を第二百十八條とし、第二百六十四條を第二百七十七條とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 敷地分割事業

第一節 敷地分割組合

第一款 通則

（敷地分割事業の実施）
第二百六十四條 敷地分割組合（以下この章において「組合」という。）は、敷地分割事業を実施することができる。

（法人格）
第二百六十五條 組合は、法人とする。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四條及び第七十八條の規定は、組合について準用する。

（定款）
第二百六十六條 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組合の名称
- 二 分割実施敷地に係る団地の名称及びその所在地
- 三 事務所のある所在地
- 四 事業に要する経費の分担に関する事項
- 五 役員の数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項
- 六 総会に関する事項
- 七 総代会を設けるときは、総代及び総代会に関する事項
- 八 事業年度
- 九 公告の方法
- 十 その他国土交通省令で定める事項

（名称の使用制限）
第二百六十七條 組合は、その名称中に敷地分割組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、その名称中に敷地分割組合という文字を用いてはならない。

第二款 設立等
（設立の認可）

第百六十八条 第百十五条の第四十項の規定により敷地分割決議の内容により敷地分割を行う旨の合意をしたものとみなされた者（特定団地建物所有者であつてその後に当該敷地分割決議の内容により当該敷地分割を行う旨の同意をしたものを含む。以下「敷地分割合意者」という。）は、五人以上共同して、定款及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。

2 前項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、組合の設立について、敷地分割合意者の四分の三以上の同意（同意した者の第百十五条の第四第二項の議決権の合計が敷地分割合意者の同項の議決権の合計の四分の三以上となる場合に限る。）を得なければならない。

3 前二項の場合において、団地内建物の敷地に現に存する一の建物（専有部分のある建物にあつては、一の専有部分）が数人の共有に属するときは、その数人を一人の敷地分割合意者とみなす。

（事業計画）
第百六十九条 事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、団地内建物の状況、分割実施敷地の区域、敷地分割の概要、除却マンシヨン敷地及び非除却マンシヨン敷地の区域、事業実施期間、資金計画その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業計画は、敷地分割決議の内容に適合したものでなければならない。

（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第百七十条 第百六十八条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、分割実施敷地となるべき土地の所在地が市の区域内にあるときは、当該市の長は当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供し、当該土地の所在地が町村の区域内にあるときは、都道府県知事は

当該町村の長に当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号のいずれかに該当しない事実があり、認可すべきでないことを認めるときは、この限りでない。

2 分割実施敷地となるべき土地について権利を有する者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事等に意見書を提出することができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないことを認めるときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法第二章第三節（第二十九条、第三十条、第三十二条第二項、第三十八条、第四十条、第四十一条第三項及び第四十二条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第二十八条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等（マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）」と、同法第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十九条並びに第四十一条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

5 第百六十八条第一項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事等に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものと

（認可の基準）

第百七十一条 都道府県知事等は、第百六十八条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反するものでないこと。

二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。

三 敷地分割が特定要除却認定マンシヨンの除却のために必要であること。

四 除却マンシヨン敷地となるべき土地と非除却マンシヨン敷地となるべき土地との境界線上に建物が存しないこと。

五 事業実施期間が適切なものであること。

六 当該敷地分割事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

七 その他基本方針に照らして適切なものであること。

（組合の成立）
第百七十二條 組合は、第百六十八条第一項の規定による認可により成立する。

（認可の公告等）
第百七十三条 都道府県知事等は、第百六十八条第一項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、組合の名称、分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域、事業実施期間その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、関係市町村長に分割実施敷地に係る団地の名称、分割実施敷地の区域その他国土交通省令で定める事項を表示する図書を送付しなければならない。

2 組合は、前項の公告があるまでは、組合の

成立又は定款若しくは事業計画をもつて、組合員その他の第三者に対抗することができない。

第三款 管理

（組合員）

第百七十四条 分割実施敷地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者（その承継人（組合を除く。）を含む。）は、全て組合の組合員とする。

2 分割実施敷地に現に存する一の建物（専有部分のある建物にあつては、一の専有部分）が数人の共有に属するときは、その数人を一人の組合員とみなす。

3 第十八条及び第十九条の規定は、組合の組合員について準用する。この場合において、第十八条第一項及び第二項中「第九条第一項」とあるのは「第百六十八条第一項」と、同条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第百七十三条第一項」と、「並びに建替え合意者等である組合員又は参加組合員の別その他」とあるのは「その他」と、第十九条中「施行マンシヨン」とあるのは「分割実施敷地」と、「有する区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「有する分割実施敷地持分（第百七十九条に規定する分割実施敷地持分をいう。以下この条において同じ。）」と、「その区分所有権又は敷地利用権」とあるのは「その分割実施敷地持分」と読み替えるものとする。

（役員）

第百七十五条 組合に、役員として、理事三人以上及び監事二人以上を置く。

2 組合に、役員として、理事長一人を置き、理事の互選によりこれを定める。

3 第二十一条から第二十五条まで（同条第一項後段を除く。）の規定は、組合の役員について準用する。

（総会の組織）

第百七十六条 組合の総会は、総組合員で組織

する。

(総会の決議事項)

第百七十七条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画の変更

三 借入金への借入れ及びその方法並びに借入金

の利率及び償還方法

四 経費の収支予算

五 予算をもって定めるものを除くほか、組合

の負担となるべき契約

六 賦課金の額及び賦課徴収の方法

七 敷地権利変換計画及びその変更

八 組合の解散

九 その他定款で定める事項

(総会の招集及び議事についての規定の準用)

第百七十八条 第二十八条の規定は組合の総会

の招集について、第二十九条の規定は組合の

総会の議事について、それぞれ準用する。こ

の場合において、第二十八条第五項中「第九

条第一項」とあるのは「第百六十八条第一

項」と、第二十九条第三項中「次条」とある

のは「第百七十九条」と読み替えるものとす

る。

(特別の議決)

第百七十九条 第百七十七条第一号及び第二号

に掲げる事項のうち政令で定める重要な事項

並びに同条第八号に掲げる事項は、組合員の

議決権及び分割実施敷地持分(分割実施敷地

に存する建物(専有部分のある建物にあって

は、専有部分)を所有するための当該分割実

施敷地の所有権又は借地権の共有持分をい

う。以下同じ。)の割合の各四分の三以上で決

する。

(総代会)

第百八十条 組合員の数が五十人を超える組合

は、総会に代わってその権限を行わせるため

に総代会を設けることができる。

2 総代会は、総代をもって組織するものと

第一類第十号 国土交通委員会議録第十七号

令和二年六月三日

二九

し、総代の定数は、組合員の総数の十分の一を下らない範囲内において定款で定める。ただし、組合員の総数が二百人を超える組合にあつては、二十人以上であることをもって足りる。

3 総代会が総会に代わって行う権限は、次の各号のいずれかに該当する事項以外の事項に関する総会の権限とする。

一 理事及び監事の選挙又は選任

二 前条の規定に従つて議決しなければならない事項

4 第二十八条第一項から第四項まで及び第六

項並びに第二十九条(第三項ただし書を除く。)の規定は組合の総代会について、第三十

一条第五項の規定は総代会が設けられた組合について、それぞれ準用する。

(総代)

第百八十一条 総代は、定款で定めるところに

より、組合員が組合員(法人にあつては、その役員)のうちから選挙する。

2 総代の任期は、三年を超えない範囲内において定款で定める。補欠の総代の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第二十一条第一項及び第二十三条の規定は、組合の総代について準用する。この場合において、同項中「前項本文」とあるのは、「第百八十一条第一項」と読み替えるものとする。

(議決権及び選挙権)

第百八十二条 組合員及び総代は、定款に特別

の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び選挙権を有する。

2 組合員は書面又は代理人をもって、総代は書面をもって、議決権及び選挙権を行使することができる。

3 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

4 第二項の規定により議決権及び選挙権を行

使用する者は、第百七十八条及び第百八十条第四項において準用する第二十九条第一項の規定の適用については、出席者とみなす。

5 代理人は、同時に五人以上の組合員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(定款又は事業計画の変更)

第百八十三条 組合は、定款又は事業計画を變更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 第百七十条の規定は事業計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)の認可の申請があつた場合について、第百七十一条及び第百七十三条の規定は前項の規定による認可について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「組合の成立又は定款若しくは事業計画」とあるのは「定款又は事業計画の変更」と、「組合員その他の」とあるのは「その変更について第百八十三条第一項の規定による認可があつた際に従前から組合員であつた者以外の」と読み替えるものとする。

3 組合は、事業に要する経費の分担に関し定款又は事業計画を變更しようとする場合において、敷地分割事業の実施のための借入金があるときは、その変更についてその債権者の同意を得なければならない。

(経費の賦課徴収)

第百八十四条 組合は、その事業に要する経費に充てるため、賦課金として組合員に対して金銭を賦課徴収することができる。

2 賦課金の額は、組合員の有する建物の位置若しくは床面積又は分割実施敷地持分の割合等を考慮して公平に定めなければならない。

3 組合員は、賦課金の納付について、相殺をもつて組合に対抗することができる。

4 組合は、組合員が賦課金の納付を怠つたと

きは、定款で定めるところにより、その組合員に対して過怠金を課することができる。

(審査委員)

第百八十五条 組合に、この法律及び定款で定める権限を行わせるため、審査委員三人以上を置く。

2 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

第四款 解散

(解散)

第百八十六条 組合は、次に掲げる理由により解散する。

一 設立についての認可の取消し

二 総会の議決

三 事業の完了又はその完了の不能

2 前項第一号の議決は、敷地権利変換期日前に限り行うことができるものとする。

3 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。

4 組合は、第一項第二号又は第三号に掲げる理由により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

5 都道府県知事等は、組合の設立についての認可を取り消したとき、又は前項の規定による認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

6 組合は、前項の公告があるまでは、解散をもつて組合員以外の第三者に対抗することができない。

(組合の解散及び清算についての規定の準用)

第百八十七条 第三十八条の二から第四十三条までの規定は、組合の解散及び清算について

準用する。

第五款 税法上の特例

第百八十八条 組合は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（敷地分割組合並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（敷地分割組合を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、敷地分割組合を含む」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（敷地分割組合及び」とする。

2 組合は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二節 敷地権利変換手続等

第一款 敷地権利変換手続

第一目 手続の開始

第百八十九条 組合は、第百七十三条第一項の公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、分割実施敷地に現に存する団地内建物の所有権（専有部分のある建物にあつては、区分所有権。次項において同じ。）及び分割実施敷地持分（既登記のものに限る。次項において同じ。）について、敷地権利変換手続開始の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記があつた後においては、組合員は、当該登記に係る団地内建物の所有権及び分割実施敷地持分を処分するときは、国土交通省令で定めるところにより、組合の承認を得なければならない。

3 組合は、事業の遂行に重大な支障が生ずることその他正当な理由がなければ、前項の承認を拒むことができない。

4 第二項の承認を得ないでした処分は、組合に對抗することができない。

5 敷地権利変換期日前において第百八十六条第五項の公告があつたときは、組合の清算人は、遅滞なく、登記所に、敷地権利変換手続開始の登記の抹消を申請しなければならない。

第二目 敷地権利変換計画

（敷地権利変換計画の決定及び認可）

第百九十条 組合は、第百七十三条第一項の公告後、遅滞なく、敷地権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けなければならない。

2 組合は、前項後段の規定による認可を申請しようとするときは、敷地権利変換計画について、あらかじめ、総会の議決を経るとともに、組合員以外に分割実施敷地について所有権を有する者があるときは、その者の同意を得なければならない。ただし、その所有権をもつて組合に對抗することができない者については、この限りでない。

（敷地権利変換計画の内容）

第百九十一条 敷地権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の区域

二 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、除却敷地持分（除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあつては、専有部分）を所有するための当該除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分をいう。以下同じ。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

三 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額

四 第二号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる除却敷地持分の明細及びその価額

五 分割実施敷地持分を有する者で、当該分割実施敷地持分に対応して、次に掲げるいずれかの権利（以下「非除却敷地持分等」という。）を与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所

イ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物にあつては、専有部分）を所有するための当該非除却マンション敷地の所有権又は借地権の共有持分

ロ 非除却マンション敷地に存する建物（専有部分のある建物を除く。）の敷地又はその借地権

六 前号に掲げる者が有する分割実施敷地持分及びその価額

七 第五号に掲げる者に前号に掲げる分割実施敷地持分に対応して与えられることとなる非除却敷地持分等の明細及びその価額

八 第二号及び第五号に掲げる者で、その有する団地共用部分の共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所、与えられることとなる団地共用部分の共有持分並びにその価額

九 第二号及び第五号に掲げる者で、この法律の規定により、敷地権利変換期日においてその有する団地共用部分の共有持分を失い、かつ、当該共有持分に対応して、敷地分割後の団地共用部分の共有持分を与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる団地共用部分の共有持分並びにその価額

十 第三号及び第六号に掲げる分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利

十一 前号に掲げる者が除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上の有することとなる権利

十二 清算金の徴収に係る利子又はその決定方法

十三、敷地権利変換期日

十四 その他国土交通省令で定める事項

2 分割実施敷地持分に関し争いがある場合において、当該分割実施敷地持分の存否又は帰属が確定しないときは、当該分割実施敷地持分が存するものとして、又は当該分割実施敷地持分が現在の名義人に属するものとして敷地権利変換計画を定めなければならない。

（敷地権利変換計画の決定基準）

第百九十二条 敷地権利変換計画は、関係権利者間の利害の衡平に十分の考慮を払つて定めなければならない。

（除却マンション敷地及び非除却マンション敷地）

第百九十三条 敷地権利変換計画においては、除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、除却敷地持分が与えられるように定めなければならない。

2 敷地権利変換計画においては、非除却マンション敷地となるべき土地に現に存する団地内建物の特定団地建物所有者に対しては、非除却敷地持分等が与えられるように定めなければならない。

3 前二項に規定する者に対して与えられる除却敷地持分又は非除却敷地持分等は、それらの者が権利を有する建物の位置、環境、利用状況等及びそれらの者が有する分割実施敷地持分の割合等を総合的に勘案して、それらの者の相互間の衡平を害しないように定めなければならない。

4 敷地権利変換計画においては、第百九十一条第一項第二号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者全員の共有に属するように定めなければならない。

4 敷地権利変換計画においては、第百九十一条第一項第二号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は除却敷地持分を与えられることとなる者全員の共有に属するように定めなければならない。

5 敷地権利変換計画においては、第百九十一条第一項第五号に掲げる者に敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられる場合は、当該団地共用部分は非除却敷地持分等を与えられることとなる者の所有（当該者が二以上あるときは、当該二以上の者の共有）に属するように定めなければならない。

（担保権等の登記に係る権利）

第百九十四条 分割実施敷地持分について担保権等の登記に係る権利が存するときは、敷地権利変換計画においては、当該担保権等の登記に係る権利は、その権利の目的たる分割実施敷地持分に対応して与えられるものとして定められた除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するものとして定めなければならない。

2 前項の場合において、関係権利者間の利害の衡平を図るため必要があるときは、組合は、当該存するものとして定められる権利につき、これらの者の意見を聴いて、必要な定めをすることができる。

（分割実施敷地持分等の価額の算定基準）

第百九十五条 第百九十一条第一項第三号、第四号又は第六号から第九号までの価額は、第百七十三条第一項の公告の日における近傍類似的土地又は近傍同種の建築物に関する同種の権利の取引価格等を考慮して定める相当の価額とする。

（認可の基準）

第百九十六条 都道府県知事等は、第百九十条第一項後段の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

一 申請手続又は敷地権利変換計画の決定手続若しくは内容が法令に違反するものであること。

二 敷地分割決議の内容に適合していること。

三 分割実施敷地持分について先取特権等がある者の権利を不当に害するものでないこと。

四 その他基本方針に照らして適切なものであること。

（敷地権利変換計画の変更）

第百九十七条 第百九十条第一項後段及び第二項並びに前条の規定は、敷地権利変換計画を変更する場合（国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）について準用する。

（審査委員の関与）

第百九十八条 組合は、敷地権利変換計画を定め、又は変更しようとするとき（国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、審査委員の過半数の同意を得なければならない。

第三目 敷地権利変換

（敷地権利変換の処分）

第百九十九条 組合は、敷地権利変換計画若しくはその変更の認可を受けたとき、又は敷地権利変換計画について第百九十七条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならない。

2 敷地権利変換に関する処分は、前項の通知をすることによつて行う。

3 敷地権利変換に関する処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（敷地権利変換期日等の通知）

第二百条 組合は、敷地権利変換計画若しくはその変更（敷地権利変換期日に係るものに限る。以下この条において同じ。）の認可を受けたとき、又は第百九十七条の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、分割実施敷地の所在地の登記所に、敷地権利変換期日その他国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

（敷地に関する権利変換）

第二百一条 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、分割実施敷地持分は失われ、除却敷地持分又は非除却敷地持分等は新たにこれらの権利を与えられるべき者が取得する。

2 分割実施敷地に関する権利で前項及び第二百三条の規定により権利が変換されることのないものは、敷地権利変換期日以後においても、なお従前の土地に存する。この場合において、敷地権利変換期日前において、当該権利のうち地役権又は地上権の登記に係る権利が存していた分割実施敷地持分が担保権等の登記に係る権利の目的となつていたときは、敷地権利変換期日以後においても、当該地役権又は地上権の登記に係る権利と当該担保権等の登記に係る権利との順位は、変わらないものとする。

3 敷地権利変換期日において、敷地権利変換計画の定めるところに従い、団地共用部分の共有持分は失われ、敷地分割後の団地共用部分の共有持分は新たに当該共有持分を与えられるべき者が取得する。

（区分所有法の規約とみなす部分）

第二百二条 敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の団地共用部分の共有持分が区分所有法第六十七条第三項において準用する区分所有法第十四条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は敷地権利変換計画において定められた敷地分割後の専有部分のある建物の敷地利用権の割合が区分所有法第二十二條第二項本文の規定に適合しないときは、敷地権利変換計画その定めをした部分は、それぞれ区分所有法第六十七条第三項において準用する区分所有法第十四条第四項の規定による規約又は区分所有法第二十二條第二項ただし書の規定による規約とみなす。

（担保権等の移行）

第二百三条 分割実施敷地持分について存する担保権等の登記に係る権利は、敷地権利変換期日以後は、敷地権利変換計画の定めるところに従い、除却敷地持分又は非除却敷地持分等の上に存するものとする。

（敷地権利変換の登記）

第二百四条 組合は、敷地権利変換期日後遅滞なく、分割実施敷地につき、敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記を申請しなければならない。

2 敷地権利変換期日以後においては、分割実施敷地に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

（清算）

第二百五条 除却敷地持分、非除却敷地持分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分の価額とこれらを与えられた者がこれらに対応する権利として有していた分割実施敷地持分又は敷地分割前の団地共用部分の共有持分の価額とに差額があるときは、組合は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

（清算金の供託及び物上代位）

第二百六条 前条に規定する分割実施敷地持分が先取特権等の目的となつていたときは、これらの権利者の全てから供託しなくてもよい旨の申出があつたときを除き、組合は、同条の規定により交付すべき清算金の交付に代えてこれを供託しなければならない。

2 第七十六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により供託する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、及び同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第二十六条第一項」と、同条第四項中「施行マニション」とあるのは「分割実施敷地」と、同条第五項中「施行者」とあるのは「第百六十四条に規定する組合」と、「取得すべき者（その供託が第二項の規定によるものであるときは、争い

の当事者」とあるのは「取得すべき者」と読み替えるものとする。

3 第一項の先取特権、質権又は抵当権を有していた者は、同項の規定により供託された清算金に対してその権利を行うことができる。
(清算金の徴収)

第二百七条 第二百五条の規定により徴収すべき清算金は、敷地権利変換計画で定めるところにより、利子を付して分割して徴収することができる。

2 組合は、第二百五条の規定により徴収すべき清算金（前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。）を滞納する者があるときは、敷地権利変換計画で定めるところにより、利子を付して徴収することができる。

第二款 雑則

(処分、手続等の効力)

第二百八条 分割実施敷地、除却マンション敷地又は非除却マンション敷地について権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(代位による分筆又は合筆の登記の申請)

第二百九条 組合は、敷地分割事業の実施のために必要があるときは、所有者に代わつて分筆又は合筆の登記を申請することができる。

(不動産登記法の特例)

第二百十條 分割実施敷地、除却マンション敷地及び非除却マンション敷地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(関係簿書の備付け)

第二百十一條 組合は、国土交通省令で定めるところにより、敷地分割事業に関する簿書（組合員名簿を含む。次項において同じ。）を

その事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
(書類の送付に代わる公告)

第二百十二條 組合は、敷地分割事業の実施に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもって書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつたときは、その公告の日翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

第三節 敷地分割事業の監督等

(組合に対する報告、勧告等)

第二百十三條 都道府県知事等は、組合に対し、その実施する敷地分割事業に関し、この法律の施行のため必要限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する敷地分割事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 都道府県知事等は、組合に対し、敷地分割事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。

(組合に対する監督)

第二百十四條 都道府県知事等は、組合の実施する敷地分割事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。

2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合

員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対して、その違反を是正するため必要限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。

4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、敷地権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。

5 都道府県知事等は、第一百七十八条において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第八十条第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。

6 都道府県知事等は、第一百七十五条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さない

ればならない。第八十一条第三項において準用する第二十三条第一項の規定により、組合員から総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。

7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反すること

を理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。

(資金の融通等)

第二百十五條 国及び地方公共団体は、組合に対し、敷地分割事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

第二百十六條 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、敷地分割事業の実施の準備又は実施のために、敷地分割事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

2 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中マンションの管理の適正化の推進に関する法律第九十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十三条第二項の改正規

定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請することができる。

三 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請することができる。

四 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、センターに必要な協力を要請することができる。

定、第二条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律の目次の改正規定（第二百五条）を「第二百五条の二」に改める部分に限る。）、同法第八十四条の改正規定、同法第一百一条に一項を加える改正規定、同法第一百一条第一項の改正規定（同項中「をいう」の下に「。第二百五条の二において同じ」を加える部分に限る。）、同法第三章第一節中第一百五十五条の次に一項を加える改正規定及び同法第六十三條に一項を加える改正規定並びに次条第一項並びに附則第三条第一項、第四条及び第八条の規定 公布の日

二 第一条中マンションの管理の適正化の推進に関する法律第六十六条の改正規定、同法第九條の改正規定、同法第一百一十一條を削る改正規定、同法第一百二十二條を改め、同条を同法第一百十一條とし、同法第一百二十二條の二を同法第一百十二條とする改正規定、同法第四十七條の改正規定、同法第四十八條第二項の改正規定、同法第七十二條の改正規定（同条第三項にただし書を加える部分を除く。）、同法第七十三條に一項を加える改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定及び同法第四十一條の十第一項の改正規定並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条中マンションの建替え等の円滑化に関する法律第一条の改正規定（同条中「倒壊」の下に「、老朽化したマンションの損壊」を加える部分に限る。）、同法第二百二條の改正規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、同法第二百六條の改正規定、同法第八八條の改正規定（同条第十項の改正規定を除く。）、同法第九九條の改正規定並びに同法第一百十條各号、第一百十三條、第一百十四條第一項及び第二項並びに第一百五條の改正規定並びに附則第三条第二項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律第九十二條の二の規定の適用については、同条中「第六六十三條第二項又は第二百六十六條第二項」とあるのは「又は第六六十三條第二項」と、「第六六十三條第一項又は第二百六十六條第一項」とあるのは「又は第六六十三條第一項」とする。

2 前条第二号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律第九九條第一項第一号の規定の適用については、同条中「第五條の八、第六十七條」とあるのは、「第六十七條」とする。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における第二条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化の促進に関する法律第一百一条第二項及び第一百五條の二の規定の適用については、同項中「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」とあるのは「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第六十四號九號）」と、「以下」とあるのは「第六十三條第二項において」と、同条中「マンション敷地売却又は敷地分割」とあるのは「又はマンション敷地売却」とする。

2 附則第一条第三号に掲げる規定の施行前に第二条の規定による改正前のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百二條第一項の認定を受けたマンションは、第二条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第二百二條第一項（同条第二項第一号に係る部分に限る。）の認定を受けたマンションとみなす。

3 この法律の施行の際現にその名称中に敷地分割組合という文字を用いている者については、第二条の規定による改正後のマンションの建替え等の円滑化に関する法律第六十七條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）
第六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）の一部を次のように改正する。

別表第二マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八號）の項中「並びに第九十七條第一項」を「、第九十七條第一項並びに第七十條第一項（第八十三條第二項において準用する場合を含む。）」に改める。
（日本勤労者住宅協会法の一部改正）
第七条 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三十三號）の一部を次のように改正する。

第四十條第一項中「第三章」を「第五章」に改める。
（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）
第八条 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中第七號を第八號とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号

の次に次の一号を加える。

三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八號） 第二百五條の二に規定する業務を行うこと。

理由

マンションの老朽化等に対応し、マンションの管理の適正化の一層の推進及びマンションの建替え等の一層の円滑化を図るため、都道府県等によるマンション管理適正化推進計画の作成、マンションの除却の必要性に係る認定の対象の拡充、団地内の要除却認定マンションの敷地の分割を多数決により行うことを可能とする制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和二年六月二十九日印刷

令和二年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局